令和８年１１月１６日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太

次のとおり一般競争入札を行います。

１　競争に付する事項

(1)　品名等

グループ	品　　名	規　　格	単位	数量	入札関係書類提出の有無
１	給食業務の部外委託	仕様書のとおり	ＳＴ	１	有
２	食器洗浄及び清掃作業部外委託	〃	〃	１	有

(2)　履行場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地

(3)　履行期限：令和９年４月１日（木）～令和１０年３月３１日（金）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。

ア　１グループ：給食業務の部外委託
　　「A」「B」又は「C」等級に格付けされた者

イ　２グループ：食器洗浄及び清掃作業部外委託
　　「A」「B」又は「C」等級に格付けされた者

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第１１４７号（２７．１２．２）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7)　社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近１年間において保険料等の滞納がないこと。

(8)　グループ１については、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務の部外委託仕様書、グループ２については食器洗浄及び清掃作業部外委託仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

(9)　提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。

(10)　グループ１については、別紙第１「東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」、グループ２については、別紙第２「東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」に示す入札関係書類について、合格であった者

３　契約条項、入札及び契約心得を示す場合
陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

４　入札説明会等の場所及び日時
(1)　入札説明会：実施しない
(2)　現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。
実施期間：**令和８年１１月１７日（火）～令和８年１２月１１日（金）（土・日・祝日を除く。）**
実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに第１２項（６）の担当者と調整すること。

５　入札参加に必要な入札関係書類の提出要領
(1)　提出期限：**令和８年１２月２２日（火）１７時００分**
(2)　提出場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班
(3)　提出内容：グループ１は別紙第１「東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項」による。グループ２は別紙第２「東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項」による。

６　競争入札執行の場所及び日時
(1)　場　所：陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊入札室（建物番号　１１３９）
(2)　日　時：**令和９年１月１５日（金）１３時１０分**

７　保証金等に関する事項
(1)　入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額（第９項に基づき、消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額とする）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。）
(2)　契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（第９項に基づき、消費税法で規定する消費税率に基づく消費税額を加算した金額であり、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額とする）の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。）

８　入札の無効
(1)　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2)　入札に関する条項に違反した場合
(3)　入札書に記名が無い場合又は品名、数量金額等が不明慮の場合若しくは、入札書に記載された金額が改正されている入札
(4)　電報・電話・ＦＡＸによる入札
(5)　郵便入札締切時間又は入札開始時刻に遅れた者による入札
(6)　誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7)　次の文面を記載していない入札書による入札

「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(8)　**グループ毎、入札関係書類未提出又は事前審査の結果不合格の通知を受けた者の入札**

9　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差引いた金額を入札書に記載すること。

10　落札決定方式

(1)　**グループ毎の総額により決定する。**入札参加資格をすべて満たした者のうち、総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する

(2)　当初の入札において落札者となるべき者がなかった場合は、再度入札を直ちに実施する。ただし、当初の入札で郵便入札があった場合は、**令和９年１月２０日（水）１３時１０分**に執行する。

11　契約書の作成

契約書の作成（契約締結）時期：**令和９年４月１日（木）**に契約書を作成する。

12　その他

(1)　グループ毎の入札実施要領として、各入札実施要項を確認及び厳守するものとする。

(2)　代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(3)　代金支払要領については、分割払（分割払回数は１２回まで）とする。

(4)　郵便入札

ア　件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて**令和９年１月１４日（木）１７時００分**までに第３２４会計隊契約班に必着させること。

この際、下記（５）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ　再度入札の場合、**令和９年１月１９日（火）１７時００分まで**に第３２４会計隊契約班に必着させること。この際、下記（５）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

(5)　入札に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地　第３２４会計隊　契約班（担当者：土居（どい））

ＴＥＬ　０１２３－２３－５１３１（内線：３４４０）

ＦＡＸ　０１２３－２３－３６４２（直通）

(6)　仕様書及び現場説明に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班（担当者：安達）

ＴＥＬ　０１２３－２３－５１３１（内線：３３７０）

13　公告掲示場所及び期間

(1)　掲示場所

ア　東千歳、札幌及び島松の各駐屯地会計隊、千歳商工会議所、千歳市役所

イ　北部方面会計隊ホームページ http：//www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html

(2)　掲示期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月２２日（火）

別紙第１

東千歳駐屯地における給食業務部外委託競争入札実施要項

１　入札参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、Ａ、Ｂ、Ｃ等級に格付けされた者

⑷　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第１１４７号（２７．１２．２）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑹　原則として､現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする｡ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

⑺　社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近１年間において保険料等の滞納がないこと。

⑻　陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

⑼　提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。

⑽　次項第３号アに示す入札関係書類について、合格であった者

２　入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和９年度予算が成立することを条件とする。

⑴　仕様書の配布

令和８年１１月１７日（火）以降、次の場所において配布する。

ア　陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊事務室

イ　陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページ

⑵　入札説明会：実施しない

⑶　現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。

実施期間：**令和８年１１月１７日（火）～令和８年１２月１１日（金）（土・日・祝日を除く。）**

実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに公告第１２項（６）の担当者と調整すること。

⑷　入札関係書類提出

ア　提出書類

(ｱ) 資格審査結果通知書

令和７・８・９年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し

(ｲ) 過去２年分を含む､令和７年度最新で取得可能な社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

(ｳ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a　実施態勢

(a)　勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

aa　勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の１か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第１「「勤務予定表案」の例（給食業務)」参照）

ab　作業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第２「「採用・運用計画等」の例（給食業務)」参照）

ac　受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第３「「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（給食業務)」参照）

(b)　調理及び配食時における作業従事者等の配置

aa　炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積

ab　仕様書に示す「配食人員の配置（基準)」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第４「「配食人員の配置」の例（給食業務)」参照）

(c)　管理態勢及び連絡態勢

aa　受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）

ab　欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）

ac　安全管理計画（様式随意）

(d)　従業員の教育研修態勢

aa　社内教育の実施計画（様式随意）

ab　新規採用者の教育態勢（様式随意）

b　食品衛生管理

(a)　衛生管理計画

aa　作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）

ab　細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）

ac　ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）

(b)　衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）

c　令和５・６・７年度における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(a)　不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）

aa　駐屯地名及び時期

ab　業務不履行の内容及び発生原因

(b)　不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

aa　改善に当たり取り組んだ事項

ab　当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ　提出期限

令和８年１２月２２日（火）１７時００分

ウ　提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班に持参又は郵送すること。

(5)　入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を審査し、１項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(6)　入札参加資格に係る審査結果の通知

令和９年１月１２日（火）までに書面により通知する。

(7)　審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(8)　入札及び開札

ア　時　期

令和９年１月１５日（金）１３時１０分

イ　場　所

陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班

ウ　入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ　郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて**令和９年１月１４日（木）１７時**までに第３２４会計隊契約班に必着させること。

この際、公告第１２項（５）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

(9)　落札者の決定

第１項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第８５条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上、決定する。この場合、該当する応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(10)　業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申出ることができる。

(11)　契約書の作成（契約締結）

ア　全　般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ　落札者の提出

(ｱ)　提出期限

落札決定の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(ｲ)　提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地（契約班）に持参又は郵送すること。

ウ　契約書の作成（契約締結）時期

令和９年４月１日（木）に契約書を作成する。

エ　様　式
　　陸上自衛隊標準契約書
オ　付帯する特約条項
（ｱ）　部分払に関する特約条項
（ｲ）　談合等の不正行為に関する特約条項
（ｳ）　暴力団排除に関する特約条項
カ　添付する書類
　　仕様書

3　委託費の支払方法
(1)　委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から３０日以内に支払う。
(2)　官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第２号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第３号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

4　委託費の減額等
(1) 本委託業務に係る改善勧告
　官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。
　受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、１週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。
　なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第１１４７号（２７．１２．２）第４項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。
(2)　委託費の減額
　受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生１回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
人員不足による支援要請等 ・　官側支援（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合） ・　献立変更（加工食材等への変更） ・　調理要領の変更 ・　切裁要領の変更 ・　事前盛付による非適温食の提供 ・　盛付要領の変更（複数食材の同一食器への盛付等）	0.5%×1か月分の委託費

減額の対象となる事案	減額の算定方法
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3)　違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生１回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	10～20%(※)×前号の減額分
現場責任者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による役務停止（食事への異物混入を含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3～10%(※)×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※　割合は契約担当官が設定する。

(4)　減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア　受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前２号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前２号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ　アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

5　契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

「勤務予定表案」の例（給食業務）

１　必要人員数

(1)　調理作業人員

朝食：平日○○人／土日祝日○○人、昼食：平日○○人／土日祝日○○人、夕食：平日○○人／土日祝日○○人

(2)　配食作業人員

朝食：平日○○人／土日祝日○○人、昼食：平日○○人／土日祝日○○人、夕食：平日○○人／土日祝日○○人

２　シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場責任者	①	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C
	3																															
	④																															
	⑤																															
	6																															
	7																															
	⑧																															
	⑨																															
	10																															
	⑪																															

凡例 Ａ：４：３０～１３：３０（８時間労働１時間休憩）　Ｂ：９：００～１８：００（８時間労働１時間休憩）

Ｃ：１１：００～１９：００（７時間労働１時間休憩）　休：休務　丸数字：調理師免許保有者　■ 現場責任者又は代理者

付紙第２

「採用・運用計画等」の例（給食業務）

○○駐屯地の給食業務部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者	①	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	調理師免許保有
作業従事者	2	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	
	④	弊社所属	・　現在弊社の別部署○○にて勤務 ・　○○から異動予定（調整済）	調理師免許保有
	⑤	弊社所属	・　現在弊社の別部署○○にて勤務 ・　○○から異動予定（検討中）※１、※２	調理師免許保有
	6	弊社所属	・　業務開始前（○月○日まで）に新規採用予定　※２	
	・・・			

２　予定人員数を確保できなかった場合の処置対策
　○○から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※１）
　新規採用にて○月○日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※２）

凡例　○数字：調理師免許保有者

付紙第３

「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（給食業務）

（注）計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

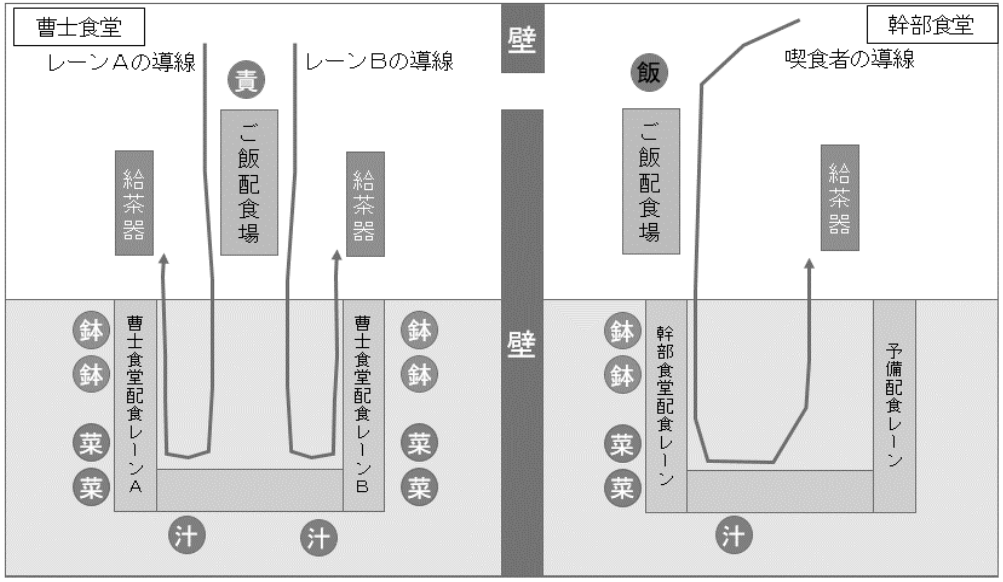
【給食業務】

No	使用区分	品　　名	使用見積数（月）	使用見積数（年）	備考
1	作業従事者個人用	マスク	（例）1,200枚	（例）14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服		○○人分	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	・・・	・・・	
	・・・				

「配食人員の配置」の例（給食業務）

（注）仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び人員数を図示等により理解容易なように説明する。

【配食作業】（例）



区分	主な任務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
全般	責 現場責任者(幹部食堂飯・食器等補充兼任)			
	飯 飯・食器等の補充			
配食等担当	菜 菜皿・洋皿（主菜）担当			
	鉢 小鉢等（副菜）担当			
	汁 汁担当			

別紙第２

東千歳駐屯地における食器洗浄及び清掃作業部外委託競争入札実施要項

１　入札参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令代１６５号）第７０条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、Ａ、Ｂ、Ｃ等級に格付けされた者

⑷　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第１１４７号（２７．１２．２）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑹　原則として､現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする｡ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

⑺　社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近１年間において保険料等の滞納がないこと。

⑻　陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

⑼　提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。

⑽　次項第３号アに示す入札関係書類について、合格であった者

２　入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和９年度予算が成立することを条件とする。

⑴　仕様書の配布

令和８年１１月１７日（火）以降、次の場所において配布する。

ア　陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊事務室

イ　陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページ

⑵　入札説明会：実施しない

⑶　現場説明会：契約締結後の認識相違等防止のため、個別の現場説明会を実施する。

実施期間：**令和８年１１月１７日（火）～令和８年１２月１１日（金）（土・日・祝日を除く。）**

実施要領：入札参加希望者は、現場説明会を希望する日程を希望日前日までに公告第１２項（６）の担当者と調整すること。

⑷　入札関係書類提出

ア　提出書類

(ｱ) 資格審査結果通知書

令和７・８・９年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し

(ｲ) 過去２年分を含む､令和７年度最新で取得可能な社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

(ｳ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a　実施態勢

(a)　勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

aa　勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の１か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第１「「勤務予定表案」の例（食器洗浄)」参照）

ab　従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第２「「採用・運用計画等」の例（食器洗浄)」参照）

ac　受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第３「「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（食器洗浄)」参照）

(b)　食器洗浄時における作業従事者等の配置

aa　作業人員見積

（付紙第４「「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄)」参照）

ab　仕様書に示す「配食人員の配置（基準)」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第４「「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄)」参照）

(c)　管理態勢及び連絡態勢

aa　受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）

ab　欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）

ac　安全管理計画（様式随意）

(d)　従業員の教育研修態勢

aa　社内教育の実施計画（様式随意）

ab　新規採用者の教育態勢（様式随意）

b　食品衛生管理

(a)　衛生管理計画

aa　作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）

ab　細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）

ac　ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）

(b)　衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）

c　令和５・６・７年度における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(a)　不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）

aa　駐屯地名及び時期

ab　業務不履行の内容及び発生原因

(b)　不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）

aa　改善に当たり取り組んだ事項

ab　当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ　提出期限

令和８年１２月２２日（火）１７００

ウ　提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班に持参又は郵送すること。

(5)　入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を審査し、１項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(6)　入札参加資格に係る審査結果の通知

令和９年１月１２日（火）までに書面により通知する。

(7)　審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(8)　入札及び開札

ア　時　期

令和９年１月１５日（金）１３時１０分

イ　場　所

陸上自衛隊東千歳駐屯地第３２４会計隊契約班

ウ　入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ　郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）を「（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和９年１月１４日（木）１７時までに第３２４会計隊契約班に必着させること。

この際、公告第１２項（５）記載の担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

(9)　落札者の決定

第１項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第８５条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上、決定する。この場合、該当する応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(10)　業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申出ることができる。

(11)　契約書の作成（契約締結）

ア　全　般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ　落札者の提出

(ｱ)　提出期限

落札決定の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(ｲ)　提出方法

陸上自衛隊東千歳駐屯地（契約班）に持参又は郵送すること。

ウ　契約書の作成（契約締結）時期

令和９年４月１日（水）に契約書を作成する。

エ　様　式
　　陸上自衛隊標準契約書
オ　付帯する特約条項
（ｱ）　部分払に関する特約条項
（ｲ）　談合等の不正行為に関する特約条項
（ｳ）　暴力団排除に関する特約条項
カ　添付する書類
　　仕様書

３　委託費の支払方法
(1)　委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から３０日以内に支払う。
(2)　官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第２号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第３号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

４　委託費の減額等
(1) 本委託業務に係る改善指示
　官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。
　受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、１週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。
　なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第１１４７号（２７．１２．２）第４項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。
(2)　委託費の減額
　受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生１回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
人員不足による官側支援	0.5%×1か月分の委託費
仕様書に示す作業場の不備 ・　官側指定の要領に基づかない食器、食缶等の洗浄（洗い出し等） （洗浄の時間内未完了を含む。） ・　官側指定の要領に基づかない食堂、厨房等の清掃	0.5%×1か月分の委託費

(3)　違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は､区分に応じて発生１回につき｢違約金の算定方法｣により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒の発生、菌検索結果の未提出により履行しなかった場合を除く。）	10～20%(※)×前号の減額分
現場責任者の不在	
食中毒の発生、菌検索結果の未提出による役務停止	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3～10%(※)×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※　割合は契約担当官が設定する。

(4)　減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア　受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前２号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前２号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ　アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

5　契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

「勤務予定表案」の例（食器洗浄）

１　必要人員数

(1)　現場責任者人員

朝食：平日○○人／土日祝日○○人、昼食：平日○○人／土日祝日○○人、夕食：平日○○人／土日祝日○○人

(2)　作業従事者人員

朝食：平日○○人／土日祝日○○人、昼食：平日○○人／土日祝日○○人、夕食：平日○○人／土日祝日○○人

２　シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場責任者	1	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															
	10																															
	11																															

凡例 Ａ：４：３０～１３：３０（８時間労働１時間休憩）　Ｂ：９：００～１８：００（８時間労働１時間休憩）

Ｃ：１１：００～１９：００（７時間労働１時間休憩）　休：休務　現場責任者又は代理者

付紙第２

「採用・運用計画等」の例（食器洗浄）

○○駐屯地の食器洗浄及び清掃作業部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者	1	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	
作業従事者	2	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・　引き続き○○駐屯地勤務	
	4	弊社所属	・　現在弊社の別部署○○にて勤務 ・　○○から異動予定（調整済）	
	5	弊社所属	・　現在弊社の別部署○○にて勤務 ・　○○から異動予定（検討中）※１、※２	
	6	弊社所属	・　業務開始前（○月○日まで）に新規採用予定　※２	
	・・・			

２　予定人員数を確保できなかった場合の処置対策
○○から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※１）
新規採用にて○月○日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※２）

付紙第３

「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例（食器洗浄）

（注）計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

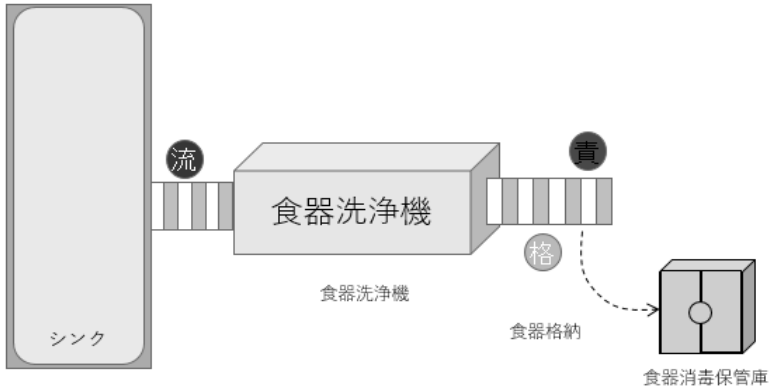
【食器洗浄】

No	使用区分	品　　名	使用見積（月）	使用見積（年）	備考
1	作業従事者個人用	マスク	（例）1,200枚	（例）14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服			帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋			
	・・・				

「食器洗浄人員の配置」の例（食器洗浄）

（注）仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び人員数を図示等により理解容易なように説明する。

【食器洗浄】（例）



主な任務等	人員	総合計
責 現場責任者（全般指示、食器格納兼任）		
流 シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ		
格 洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納		

給食業務の部外委託仕様書

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

東千歳駐屯地業務隊

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
給食業務の部外委託			
		作　　成	令和８年１０月２７日
		変　　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	東千歳駐屯地業務隊

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下、「官側」という）の４個食堂を一括して実施する給食業務の部外委託について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a)　**契約担当官**

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b)　**検査官**

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c)　**監督官**

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行なう者

d)　**受託者**

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e)　**現場責任者**

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

f)　**作業従事者**

この役務に直接従事する者

g)　**作業従事者等**

現場責任者及び作業従事者

h)　**調理師**

調理師法（昭和３３年法律第１４７号）第３条に規定する調理師免許を有する者

1.3　本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料の運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは**表１**のとおりであるが、部隊の新設に伴う食数の増加、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表 1－駐屯地食堂における１日あたりの標準的な食数及び配食レーン

第１食堂～第３食堂				
区分		平　日	休日（土・日・祝日）	備　考
朝食	食　数	４９０食		検食時間:0530
	配食時間	０６０５～０７００		
	曹士食堂	１コ配食レーン		
	幹部食堂			
	作業従事者数	６名	０名	
昼食	食　数	６１０食	１９０食	検食時間:1130
	配食時間	１１４５～１２５０	１２００～１２５０	
	曹士食堂	１～２コ配食レーン	１コ配食レーン	
	幹部食堂	１コ配食レーン		
	作業従事者数	１８名	９名	
夕食	食　数	４９０食	１７０食	検食時間:1630
	配食時間	１７１５～１８１０	１７００～１７５０	
	曹士食堂	１コ配食レーン		
	幹部食堂			
	作業従事者数	９名	７名	
作業従事者数（月）		１９～２０名		
第４食堂				
区分		平　日	休　日	備　考
朝食	食　数	６３食		検食時間:0545
	配食時間	０６１５～０７４５		
	一般食堂	１コ配食レーン		
	作業従事者数	２名	０名	
昼食	食　数	１４８食	４４食	検食時間:1040
	配食時間	１１１０～１２４０	１１１０～１２４０	
	一般食堂	１コ配食レーン		
	作業従事者数	４名	３名	
夕食	食　数	８８食	４５食	検食時間:1540
	配食時間	１６１０～１７４０	１６１０～１７４０	
	一般食堂	１コ配食レーン		
	作業従事者数	２名	２名	
作業従事者数（日）		４名	６名	
作業従事者数（月）		６名		

注記 1：詳細は、**附属書Ａ**「令和９年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」参照

注記 2：作業従事者数（月）については、**5.3** で示す作業従事者勤務割振表で管理する人員の総員

注記 3：作業従事者数は駐屯地の過去の実績をもとに必要な参考値を設定

2　本委託業務に必要な態勢

2.1　実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、**表 1**、**附属書Ａ**、**附属書Ｂ**等を基準として本委託業務を完成するために、勤務シフトを考慮した必要な作業従事者の数（１９～２０名基準）を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a)　現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として各食堂に常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

1)　本委託業務に必要な知識、技術を有すること。

2)　作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。

3)　官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。

4)　前３号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを１回３００食以上提供する集団給食業務経験を１年以上有しかつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を **5.3** に示す時期まで提出するものとする。

5)　現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b)　作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

1)　調理作業においては、各食堂常時１名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。

2)　作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2　食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

1)　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）

2)　食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）

3)　食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）

4)　大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省平成９年３月２４日付け衛食第８５号別添）

5)　北海道食品衛生法施行条例（平成１２年条例第１０号）

6)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成１０年法律第１１４号）

7)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下,「感染症法という。）（平成１０年法律第１１４号）

2.3 確保されるべき業務の質

a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。

b) 衛生的な食事を提供すること。

c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の東千歳駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章またはこれに類するもの（帽子等）を装着する。

b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。

c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。

d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、茹で、炒め、蒸し、味付け、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置（運搬食分含む。）、盛り付け（飯缶への詰め替えを含む。）、隊員等への配食並びにパン、弁当等の仕分け、部隊への交付を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材、調味料等の搬入・運搬作業

作業従事者等は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具等の洗浄、整備及び格納

調理器材・用具等の使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内等の清掃作業

厨房内（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯施設を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。また、朝食時は、下膳室の使用済みの盆、箸、ゴミの整頓作業を実施する。

3.4.4　見本品の展示

毎食喫食開始までに見本食の展示を実施する。

3.4.5　喫食人員数の確認

食堂の入口で喫食人員数を確認し、適温配食に努めるものとする。

4　監督及び検査

a)　朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、茹で、炒め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面についての管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。

b)　調理・配食作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づく、業務を履行するに足る作業従事者等確保の状況
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等みだしなみの状況
朝、昼、夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断、調理要領及び調理数に基づく作業状況
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存状況
朝、昼、夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食状況
		配食開始時間及び配食終了時間
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づく、器材等の洗浄・清掃・格納状況
		器材等の員数状況

5　その他

5.1　作業に関する指示

a)　給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1)　安全に万全を期す。

2)　作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。

3)　使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。

4)　使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

b)　現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基

づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。

c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。

d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。

e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

g) 食堂整備日は月１回基準（２日間）とし、使用施設・器材等の分解整備及び床清掃等を実施するものとする。

h) ５月、８月、１２～１月の長期休暇期間の食堂運営は、交代で１コ食堂のみの運営を基準として実施する。ただし、喫食人員により変更する場合がある。

i) 受託者は管理者（配置従業員以外の社員）が月に１回以上来駐し、現場の状況を把握した後、官側に異常の有無を報告するものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、**表 2** のとおりとする。

表 2－官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備　考
給食予定人員 献立表	月１回	翌月分を当該月１０日まで	４月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
確定人員	週３回	当該給食日の８～１１日前	前週月曜日に火・水曜日分を通知
			前週水曜日に木・金曜日分を通知
			前週木曜日に土～月曜日分を通知
献立材料表	月１回	翌月分を当月末日まで	
調理及び配食細部要領	平日の毎日	平日０８４５	
各種検査等及び実習生の受け入れ	その都度	該当月の１か月前まで	
食堂整備日	月１回	当該日の１か月前まで	
給食委員会予定日	月１回	当該日の１か月前まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、**表 3** のとおりとする。

表 3－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
現場責任者の勤務経験関連資料	年１回	業務開始１０日前まで	
作業従事者一覧	年１回	業務開始１０日前まで	提出後、従事者に変更がある場合はその都度提出する。
作業従事者等調理師免許証の写し（免許保有者のみ）	年１回	業務開始１０日前まで	同上
作業従事者菌検索結果	月１回以上	毎月１５日まで(ただし、受託年度４月分は業務開始１０日前まで)	菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。（１０月から３月までの間は月１回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。）
			菌検索実施機関発行の結果を提出
			従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月１回	翌月分を当月２５日まで	受託年度４月分は業務開始１０日前まで
			従事者に変更があればその都度提出する。
作業完了届	月１回	当月分を翌月１０日まで	様式は**附属書Ｃ**「役務完了届」による。
調理工程表（基準）	年１回	業務開始１０日前まで	変更があればその都度提出する。
保健所等による営業許可証の写し	年１回	業務開始１０日前まで	
食堂整備日における作業内容	月１回	当該日の７日前まで	

注記 1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

注記 2 提出された作業従事者勤務割振表及び調理工程表を業務開始までに官側と協議するものとする。

5.4　受託者が使用できる国有財産

a)　施設・設備

附属書Ｄ「施設・設備一覧表」による。

b)　経費負担区分

前ａ号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5　受託者の経費区分

5.4 において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。

附属書Ｅ「(給食業務）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準)」

5.6　本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度４月１日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内３月２６日までに完了するよう協力しなければならない。

5.7　飲食店営業許可

食品衛生法第５４条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第５５条の１項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設（駐屯地隊員食堂）における飲食店営業（一般食堂）の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行規則第５条２、第６項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所所長に届け出なければならない。

5.8　駐屯地における諸規定の遵守事項

作業従事者の駐屯地の出入門要領等

a)　入門証による入門

官側に入門許可証を申請し交付を受けた者は、入門許可証を提示して出入門するものとする。ただし、申請した入門許可証の交付を受けるまでは、警衛所において面会証の交付を受けて立ち入るものとする。

b)　車両による入門

車両による入門許可を受けた者は、官側の示す場所に駐車するものとする。

c)　自転車による入門

自転車により入門する者は、官側の示す場所に駐輪するものとする。

d)　入門許可証の申請にかかる諸費用（写真の提出等）は受託側の負担とする。

5.9　仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附属書Ａ

令和９年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 Ａ÷Ｂ
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） Ａ		作業人員（人） Ｂ	1人当たりの作業時間（時） Ｃ	総作業時間（人・時） Ｂ×Ｃ	
４月	第１	平日	朝	684	381	533	12,131	1	110	8	880	110
			昼	840	297	569	12,677	1	272	8	2,176	47
			夕	729	183	456	10,990	1	147	8	1,176	75
			計	—	—	—	35,798	3	529	—	—	—
		休日	朝	373	252	313	1,462	0	0	0	0	0
			昼	467	431	449	1,501	1	52	8	416	29
			夕	555	330	443	1,350	1	39	8	312	35
			計	—	—	—	4,313	2	91	—	—	—
	第２	平日	朝	658	285	472	10,560	1	108	8	864	98
			昼	805	280	543	12,665	1	303	8	2,424	42
			夕	772	198	485	10,877	1	150	8	1,200	73
			計	—	—	—	34,102	3	561	—	—	—
		休日	朝	483	273	378	1,851	0	0	0	0	0
			昼	394	186	290	1,431	1	55	8	440	26
			夕	454	209	332	1,462	1	42	8	336	35
			計	—	—	—	4,744	2	97	—	—	—
	第３	平日	朝	650	390	520	10,167	1	107	8	856	95
			昼	763	354	559	11,625	1	290	8	2,320	40
			夕	760	312	536	10,635	1	177	8	1,416	60
			計	—	—	—	32,427	3	574	—	—	56
		休日	朝	597	398	498	3,042	0	0	0	0	0
			昼	787	265	526	2,381	1	45	8	360	53
			夕	582	265	424	1,661	1	44	8	352	38
			計	—	—	—	7,084	2	89	—	—	80
	第４	平日	朝	65	48	57	933	1	36	4	144	26
			昼	145	102	124	2,479	1	72	4	288	34
			夕	85	69	77	1,372	1	36	4	144	38
			計	—	—	—	4,784	3	144	—	—	—
		休日	朝	53	35	44	422	0	0	0	—	—
			昼	121	31	76	677	1	24	4	96	28
			夕	77	40	59	592	1	24	4	96	25
			計	—	—	—	1,691	2	48	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
５月	第１	平日	朝	648	292	470	9,348	1	105	8	840	89
			昼	768	225	497	10,791	1	261	8	2,088	41
			夕	761	214	488	10,362	1	149	8	1,192	70
			計	—	—	—	30,501	3	515	—	—	—
		休日	朝	465	192	329	2,597	0	0	0	0	0
			昼	713	117	415	3,308	1	52	8	416	64
			夕	716	165	441	2,674	1	40	8	320	67
			計	—	—	—	8,579	2	92	—	—	—
	第２	平日	朝	540	376	458	8,571	1	106	8	848	81
			昼	693	363	528	9,506	1	243	8	1,944	39
			夕	553	184	369	7,904	1	132	8	1,056	60
			計	—	—	—	25,981	3	481	—	—	—
		休日	朝	459	176	318	2,169	0	0	0	0	0
			昼	573	120	347	2,361	1	40	8	320	59
			夕	590	114	352	2,214	1	38	8	304	58
			計	—	—	—	6,744	2	78	—	—	—
	第３	平日	朝	707	482	595	10,880	1	105	8	840	104
			昼	951	401	676	12,029	1	263	8	2,104	46
			夕	752	429	591	11,238	1	139	8	1,112	81
			計	—	—	—	34,147	3	507	—	—	67
		休日	朝	533	258	396	3,506	0	0	0	0	0
			昼	902	114	508	2,565	1	54	8	432	48
			夕	278	123	201	1,226	1	34	8	272	36
			計	—	—	—	7,297	2	88	—	—	83
	第４	平日	朝	69	46	58	1,197	1	34	4	136	35
			昼	156	94	125	2,768	1	68	4	272	41
			夕	96	65	81	1,737	1	34	4	136	51
			計	—	—	—	5,702	3	136	—	—	—
		休日	朝	54	23	39	671	0	0	0	—	—
			昼	138	26	82	787	1	28	4	112	28
			夕	75	30	53	546	1	28	4	112	20
			計	—	—	—	2,004	2	56	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
6月	第１	平日	朝	630	497	564	12,403	1	125	8	1,000	99
			昼	712	436	574	13,673	1	324	8	2,592	42
			夕	695	191	443	12,043	1	182	8	1,456	66
			計	—	—	—	38,119	3	631	—	—	—
		休日	朝	289	193	241	1,871	0	0	0	0	0
			昼	310	113	212	1,156	1	54	8	432	21
			夕	269	88	179	942	1	46	8	368	20
			計	—	—	—	3,969	2	100	—	—	—
	第２	平日	朝	495	349	422	9,844	1	126	8	1,008	78
			昼	650	406	528	12,255	1	286	8	2,288	43
			夕	621	175	398	10,497	1	144	8	1,152	73
			計	—	—	—	32,596	3	556	—	—	—
		休日	朝	209	149	179	1,551	0	0	0	0	0
			昼	150	85	118	745	1	52	8	416	14
			夕	166	97	132	848	1	46	8	368	18
			計	—	—	—	3,144	2	98	—	—	—
	第３	平日	朝	652	332	492	11,673	1	133	8	1,064	88
			昼	722	427	575	13,015	1	331	8	2,648	39
			夕	678	204	441	12,343	1	194	8	1,552	64
			計	—	—	—	37,031	3	658	—	—	56
		休日	朝	399	115	257	2,222	0	0	0	0	0
			昼	375	116	246	1,401	1	57	8	456	25
			夕	237	83	160	1,032	1	52	8	416	20
			計	—	—	—	4,655	2	109	—	—	43
	第４	平日	朝	55	44	50	736	1	44	4	176	17
			昼	145	31	88	1,964	1	88	4	352	22
			夕	79	29	54	1,241	1	44	4	176	28
			計	—	—	—	3,941	3	176	—	—	—
		休日	朝	56	33	45	669	0	0	0	—	—
			昼	139	121	130	1,310	1	16	4	64	82
			夕	78	62	70	712	1	16	4	64	45
			計	—	—	—	2,691	2	32	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
7月	第１	平日	朝	716	462	589	13,495	1	137	8	1,096	99
			昼	834	469	652	14,777	1	335	8	2,680	44
			夕	795	270	533	13,740	1	188	8	1,504	73
			計	—	—	—	42,012	3	660	—	—	—
		休日	朝	427	289	358	3,142	1	0	0	0	0
			昼	456	125	291	1,987	1	65	8	520	31
			夕	447	105	276	1,932	1	52	8	416	37
			計	—	—	—	7,061	3	117	—	—	—
	第２	平日	朝	593	300	447	9,730	1	133	8	1,064	73
			昼	781	359	570	12,535	1	326	8	2,608	38
			夕	665	114	390	9,607	1	169	8	1,352	57
			計	—	—	—	31,872	3	628	—	—	—
		休日	朝	211	174	193	1,594	0	0	0	0	0
			昼	604	230	417	1,436	1	60	8	480	24
			夕	298	106	202	1,362	1	55	8	440	25
			計	—	—	—	4,392	2	115	—	—	—
	第３	平日	朝	490	321	406	8,679	1	136	8	1,088	64
			昼	647	342	495	11,189	1	345	8	2,760	32
			夕	551	229	390	9,008	1	200	8	1,600	45
			計	—	—	—	28,876	3	681	—	—	42
		休日	朝	256	209	233	2,047	0	0	0	0	0
			昼	345	65	205	1,434	1	62	8	496	23
			夕	209	86	148	950	1	53	8	424	18
			計	—	—	—	4,431	2	115	—	—	39
	第４	平日	朝	53	34	44	651	1	44	4	176	15
			昼	138	27	83	1,863	1	88	4	352	21
			夕	82	30	56	1,241	1	44	4	176	28
			計	—	—	—	3,755	3	176	—	—	—
		休日	朝	56	38	47	780	0	0	0	—	—
			昼	146	131	139	1,372	1	18	4	72	76
			夕	84	69	77	774	1	18	4	72	43
			計	—	—	—	2,926	2	36	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
8月	第１	平日	朝	741	270	506	11,276	1	100	8	800	113
			昼	970	251	611	12,162	1	276	8	2,208	44
			夕	980	232	606	11,174	1	165	8	1,320	68
			計	—	—	—	34,612	3	541	—	—	—
		休日	朝	430	271	351	3,109	0	0	0	0	0
			昼	554	132	343	2,268	1	79	8	632	29
			夕	411	109	260	1,747	1	65	8	520	27
			計	—	—	—	7,124	2	144	—	—	—
	第２	平日	朝	494	190	342	6,787	1	89	8	712	76
			昼	777	203	490	9,609	1	287	8	2,296	33
			夕	797	163	480	9,044	1	166	8	1,328	54
			計	—	—	—	25,440	3	542	—	—	—
		休日	朝	213	158	186	1,304	0	0	0	0	0
			昼	347	107	227	1,299	1	55	8	440	24
			夕	337	93	215	1,252	1	50	8	400	25
			計	—	—	—	3,855	2	105	—	—	—
	第３	平日	朝	446	343	395	6,816	1	69	8	552	99
			昼	699	153	426	7,838	1	204	8	1,632	38
			夕	650	141	396	6,302	1	106	8	848	59
			計	—	—	—	20,956	3	379	—	—	55
		休日	朝	326	229	278	2,255	0	0	0	0	0
			昼	416	96	256	1,467	1	56	8	448	26
			夕	364	88	226	1,382	1	48	8	384	29
			計	—	—	—	5,104	2	104	—	—	49
	第４	平日	朝	57	25	41	603	1	40	4	160	15
			昼	147	46	97	2,363	1	80	4	320	30
			夕	88	47	68	1,473	1	40	4	160	37
			計	—	—	—	4,439	3	160	—	—	—
		休日	朝	354	33	194	1,058	0	0	0	—	—
			昼	42	24	33	372	1	22	4	88	17
			夕	46	30	38	407	1	22	4	88	19
			計	—	—	—	1,837	2	44	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
9月	第１	平日	朝	781	501	641	12,059	1	150	8	1,200	80
			昼	1,011	485	748	15,685	1	353	8	2,824	44
			夕	1,002	233	618	14,017	1	189	8	1,512	74
			計	—	—	—	41,761	3	692	—	—	—
		休日	朝	416	202	309	2,872	0	0	0	0	0
			昼	532	136	334	2,366	1	79	8	632	30
			夕	447	117	282	2,474	1	70	8	560	35
			計	—	—	—	7,712	2	149	—	—	—
	第２	平日	朝	645	309	477	8,641	1	133	8	1,064	65
			昼	1,010	491	751	13,730	1	338	8	2,704	41
			夕	904	184	544	10,183	1	169	8	1,352	60
			計	—	—	—	32,554	3	640	—	—	—
		休日	朝	326	137	232	2,040	0	0	0	0	0
			昼	388	127	258	2,181	1	105	8	840	21
			夕	367	128	248	2,120	1	93	8	744	23
			計	—	—	—	6,341	2	198	—	—	—
	第３	平日	朝	647	285	466	9,822	1	116	8	928	85
			昼	664	276	470	10,324	1	304	8	2,432	34
			夕	614	219	417	8,719	1	175	8	1,400	50
			計	—	—	—	28,865	3	595	—	—	49
		休日	朝	350	188	269	2,679	0	0	0	0	0
			昼	304	115	210	1,544	1	105	8	840	15
			夕	299	109	204	1,367	1	93	8	744	15
			計	—	—	—	5,590	2	198	—	—	28
	第４	平日	朝	50	29	40	656	1	38	4	152	17
			昼	135	28	82	1,694	1	76	4	304	22
			夕	73	25	49	1,029	1	38	4	152	27
			計	—	—	—	3,379	3	152	—	—	—
		休日	朝	54	28	41	576	0	0	0	—	—
			昼	142	44	93	1,142	1	22	4	88	52
			夕	74	46	60	644	1	22	4	88	29
			計	—	—	—	2,362	2	44	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１０月	第１	平日	朝	619	218	419	12,767	1	128	8	1,024	100
			昼	673	229	451	12,700	1	354	8	2,832	36
			夕	633	132	383	12,290	1	183	8	1,464	67
			計	—	—	—	37,757	3	665	—	—	57
		休日	朝	340	149	245	2,154	0	0	0	0	0
			昼	506	117	312	1,944	1	63	8	504	31
			夕	463	115	289	1,896	1	45	8	360	42
			計	—	—	—	5,994	2	108	—	—	56
	第２	平日	朝	643	347	495	8,799	1	133	8	1,064	66
			昼	764	451	608	12,715	1	322	8	2,576	39
			夕	673	167	420	10,050	1	170	8	1,360	59
			計	—	—	—	31,564	3	625	—	—	51
		休日	朝	350	188	269	2,679	0	0	0	0	0
			昼	304	115	210	1,544	1	62	8	496	25
			夕	299	109	204	1,367	1	57	8	456	24
			計	—	—	—	5,590	2	119	—	—	47
	第３	平日	朝	610	357	484	9,837	1	128	8	1,024	77
			昼	710	408	559	12,434	1	321	8	2,568	39
			夕	634	360	497	11,592	1	190	8	1,520	61
			計	—	—	—	33,863	3	639	—	—	53
		休日	朝	350	188	269	2,679	0	0	0	0	0
			昼	304	115	210	1,544	1	69	8	552	22
			夕	299	109	204	1,367	1	55	8	440	25
			計	—	—	—	5,590	2	124	—	—	45
	第４	平日	朝	48	26	37	557	1	42	4	168	13
			昼	131	21	76	1,638	1	42	4	168	39
			夕	73	25	49	1,100	1	42	4	168	26
			計	—	—	—	3,295	3	126	—	—	26
		休日	朝	51	31	41	677	0	0	—	—	0
			昼	127	112	120	1,216	1	20	4	80	61
			夕	74	60	67	656	1	20	4	80	33
			計	—	—	—	2,549	2	40	—	—	64

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１１月	第１	平日	朝	716	510	613	11,339	1	109	8	872	104
			昼	1,009	473	741	13,926	1	276	8	2,208	50
			夕	934	138	536	11,477	1	149	8	1,192	77
			計	—	—	—	36,742	3	534	—	—	—
		休日	朝	337	175	256	2,635	0	0	0	0	0
			昼	427	92	260	2,025	1	89	8	712	23
			夕	464	94	279	2,320	1	69	8	552	34
			計	—	—	—	6,980	2	158	—	—	—
	第２	平日	朝	519	146	333	8,391	1	122	8	976	69
			昼	793	514	654	11,075	1	240	8	1,920	46
			夕	714	116	415	8,501	1	117	8	936	73
			計	—	—	—	27,967	3	479	—	—	—
		休日	朝	274	137	206	2,254	0	0	0	0	0
			昼	327	84	206	1,442	1	77	8	616	19
			夕	310	112	211	1,850	1	74	8	592	25
			計	—	—	—	5,546	2	151	—	—	—
	第３	平日	朝	529	344	437	8,492	1	107	8	856	79
			昼	734	421	578	10,285	1	279	8	2,232	37
			夕	615	347	481	8,968	1	154	8	1,232	58
			計	—	—	—	27,745	3	540	—	—	51
		休日	朝	419	153	286	2,974	0	0	0	0	0
			昼	525	96	311	2,235	1	73	8	584	31
			夕	331	101	216	1,710	1	61	8	488	28
			計	—	—	—	6,919	2	134	—	—	52
	第４	平日	朝	51	31	41	873	1	40	4	160	22
			昼	146	46	96	2,261	1	80	4	320	28
			夕	67	49	58	1,187	1	40	4	160	30
			計	—	—	—	4,321	3	160	—	—	—
		休日	朝	43	29	36	354	0	0	0	—	—
			昼	48	21	35	392	1	20	4	80	20
			夕	49	29	39	421	1	20	4	80	21
			計	—	—	—	1,167	2	40	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１２月	第１	平日	朝	668	263	466	9,991	1	91	8	728	110
			昼	733	200	467	10,522	1	282	8	2,256	37
			夕	710	131	421	9,344	1	149	8	1,192	63
			計	—	—	—	29,857	3	522	—	—	—
		休日	朝	797	191	494	2,206	0	0	0	0	0
			昼	308	150	229	833	1	78	8	624	11
			夕	232	151	192	758	1	62	8	496	12
			計	—	—	—	3,797	2	140	—	—	—
	第２	平日	朝	543	407	475	6,952	1	90	8	720	77
			昼	691	420	556	8,921	1	210	8	1,680	42
			夕	710	131	421	9,344	1	100	8	800	93
			計	—	—	—	25,217	3	400	—	—	—
		休日	朝	183	149	166	648	0	0	0	0	0
			昼	331	303	317	851	1	56	8	448	15
			夕	315	273	294	683	1	50	8	400	14
			計	—	—	—	2,182	2	106	—	—	—
	第３	平日	朝	573	200	387	8,065	1	95	8	760	85
			昼	778	165	472	9,636	1	279	8	2,232	35
			夕	674	163	419	7,954	1	170	8	1,360	47
			計	—	—	—	25,655	3	544	—	—	47
		休日	朝	254	158	206	1,228	0	0	0	0	0
			昼	360	173	267	1,431	1	48	8	384	30
			夕	291	170	231	1,401	1	52	8	416	27
			計	—	—	—	4,060	2	100	—	—	41
	第４	平日	朝	57	41	49	725	1	30	4	120	24
			昼	131	25	78	1,716	1	60	4	240	29
			夕	71	32	52	1,122	1	30	4	120	37
			計	—	—	—	3,563	3	120	—	—	—
		休日	朝	48	22	35	579	0	0	0	—	—
			昼	127	34	81	1,024	1	32	4	128	32
			夕	73	40	57	615	1	32	4	128	19
			計	—	—	—	2,218	2	64	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
1月	第１	平日	朝	712	386	549	10,038	1	87	8	696	115
			昼	870	481	676	11,634	1	241	8	1,928	48
			夕	833	122	478	9,684	1	143	8	1,144	68
			計	—	—	—	31,356	3	471	—	—	—
		休日	朝	202	165	184	1,443	0	0	0	0	0
			昼	535	98	317	1,836	1	49	8	392	37
			夕	444	122	283	1,929	1	44	8	352	44
			計	—	—	—	5,208	2	93	—	—	—
	第２	平日	朝	823	185	504	8,960	1	84	8	672	107
			昼	896	216	556	9,774	1	247	8	1,976	40
			夕	805	90	448	8,333	1	143	8	1,144	58
			計	—	—	—	27,067	3	474	—	—	—
		休日	朝	342	126	234	1,715	0	0	0	0	0
			昼	227	82	155	1,205	1	76	8	608	16
			夕	347	81	214	1,269	1	65	8	520	20
			計	—	—	—	4,189	2	141	—	—	—
	第３	平日	朝	625	437	531	8,792	1	84	8	672	105
			昼	704	385	545	9,156	1	259	8	2,072	35
			夕	658	349	504	8,822	1	149	8	1,192	59
			計	—	—	—	26,770	3	492	—	—	54
		休日	朝	378	291	335	2,550	0	0	0	0	0
			昼	342	118	230	1,208	1	58	8	464	21
			夕	292	130	211	1,107	1	41	8	328	27
			計	—	—	—	4,865	2	99	—	—	49
	第４	平日	朝	55	46	51	694	1	28	4	112	25
			昼	133	119	126	1,789	1	72	4	288	25
			夕	80	65	73	996	1	28	4	112	36
			計	—	—	—	3,479	3	128	—	—	—
		休日	朝	51	25	38	694	0	0	0	—	—
			昼	112	24	68	1,789	1	34	4	136	53
			夕	70	29	50	996	1	34	4	136	29
			計	—	—	—	3,479	2	68	—	—	—

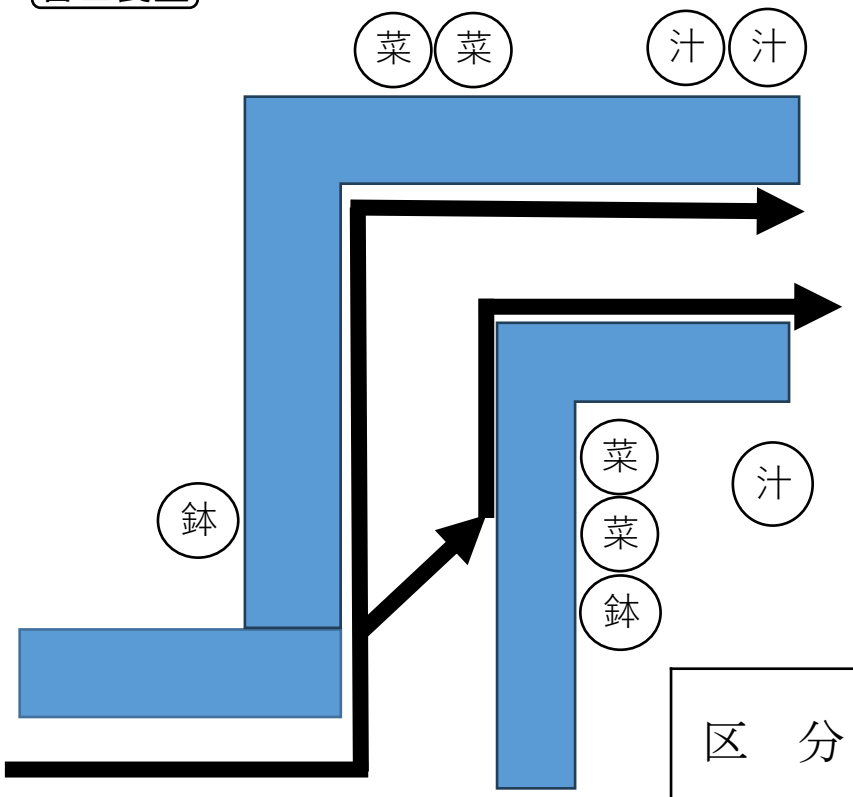
月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
２月	第１	平日	朝	655	349	502	10,145	1	103	8	824	98
			昼	725	216	471	9,410	1	282	8	2,256	33
			夕	656	111	384	8,724	1	143	8	1,144	61
			計	—	—	—	28,279	3	528	—	—	—
		休日	朝	311	151	231	1,959	0	0	0	0	0
			昼	299	96	198	1,243	1	70	8	560	18
			夕	248	110	179	1,155	1	53	8	424	22
			計	—	—	—	4,357	2	123	—	—	—
	第２	平日	朝	562	394	478	8,718	1	110	8	880	79
			昼	657	468	563	9,993	1	269	8	2,152	37
			夕	587	127	357	7,349	1	134	8	1,072	55
			計	—	—	—	26,060	3	513	—	—	—
		休日	朝	237	137	187	1,674	0	0	0	0	0
			昼	355	93	224	1,381	1	67	8	536	21
			夕	245	92	169	1,177	1	56	8	448	21
			計	—	—	—	4,232	2	123	—	—	—
	第３	平日	朝	607	387	497	8,734	1	112	8	896	78
			昼	663	378	521	9,868	1	300	8	2,400	33
			夕	603	278	441	9,107	1	164	8	1,312	56
			計	—	—	—	27,709	3	576	—	—	48
		休日	朝	402	214	308	3,057	0	0	0	0	0
			昼	331	99	215	1,653	1	71	8	568	23
			夕	351	76	214	1,343	1	62	8	496	22
			計	—	—	—	6,053	2	133	—	—	46
	第４	平日	朝	53	39	46	839	1	36	4	144	23
			昼	143	117	130	2,312	1	72	4	288	32
			夕	82	64	73	1,329	1	36	4	144	37
			計	—	—	—	4,480	3	144	—	—	—
		休日	朝	39	31	35	343	0	0	0	—	—
			昼	55	26	41	400	1	20	4	80	20
			夕	59	31	45	462	1	20	4	80	23
			計	—	—	—	1,205	2	40	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
３月	第１	平日	朝	569	228	399	10,310	1	120	8	960	86
			昼	656	347	502	11,078	1	299	8	2,392	37
			夕	601	109	355	9,866	1	168	8	1,344	59
			計	—	—	—	31,254	3	587	—	—	—
		休日	朝	419	148	284	2,272	0	0	0	0	0
			昼	263	84	174	1,217	1	64	8	512	19
			夕	256	82	169	1,149	1	60	8	480	19
			計	—	—	—	4,638	2	124	—	—	—
	第２	平日	朝	505	353	429	9,428	1	125	8	1,000	75
			昼	583	205	394	10,391	1	310	8	2,480	34
			夕	569	94	332	8,872	1	155	8	1,240	57
			計	—	—	—	28,691	3	590	—	—	—
		休日	朝	179	134	157	1,543	0	0	0	0	0
			昼	152	83	118	917	1	77	8	616	12
			夕	148	82	115	895	1	63	8	504	14
			計	—	—	—	3,355	2	140	—	—	—
	第３	平日	朝	549	254	402	9,178	1	125	8	1,000	73
			昼	637	298	468	10,250	1	332	8	2,656	31
			夕	562	139	351	8,757	1	184	8	1,472	48
			計	—	—	—	28,185	3	641	—	—	44
		休日	朝	332	78	205	2,193	0	0	0	0	0
			昼	266	71	169	1,397	1	77	8	616	18
			夕	238	71	155	1,045	1	70	8	560	15
			計	—	—	—	4,635	2	147	—	—	32
	第４	平日	朝	64	46	55	1,644	1	42	4	168	39
			昼	162	121	142	3,141	1	84	4	336	37
			夕	91	65	78	1,591	1	42	4	168	38
			計	—	—	—	6,376	3	168	—	—	—
		休日	朝	46	32	39	387	0	0	0	—	—
			昼	53	25	39	424	1	20	4	80	21
			夕	61	33	47	499	1	20	4	80	25
			計	—	—	—	1,310	2	40	—	—	—

附属書Ｂ

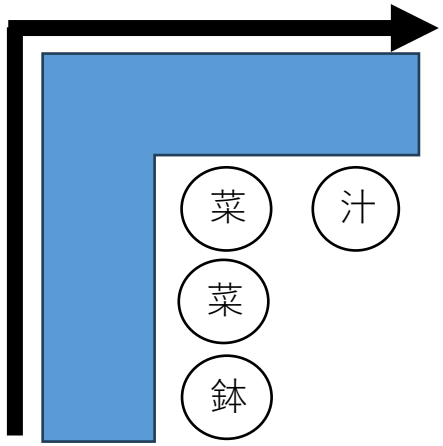
東千歳駐屯地（第１食堂）における配食人員の配置（基準）

曹士食堂



２レーン使用の場合の動線

幹部食堂



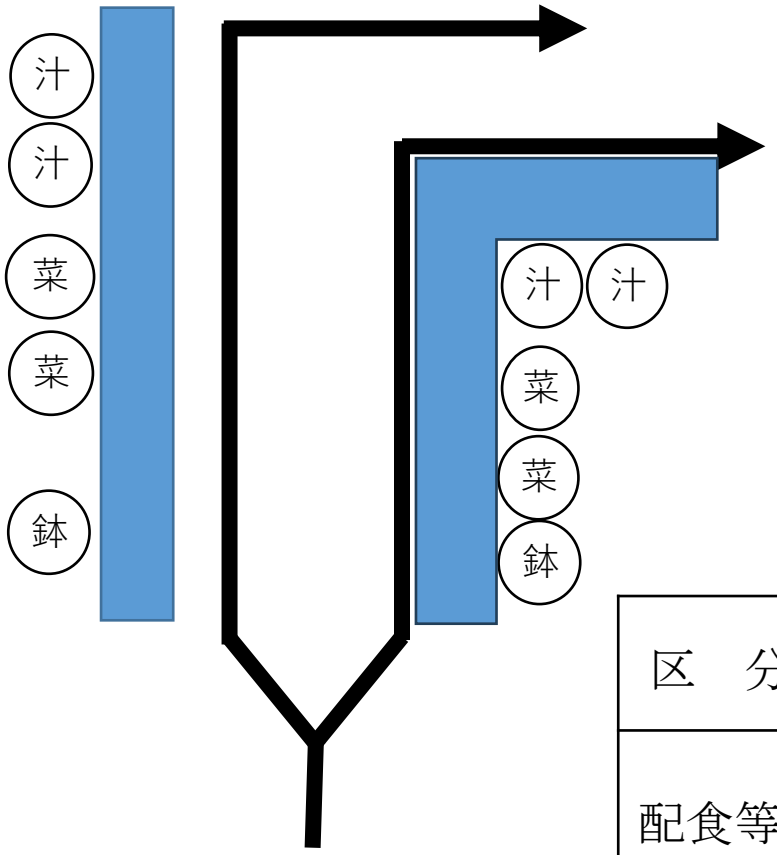
喫食者の動線

区　分	主な業務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
配食等担当	菜　菜皿・洋皿（主菜）担当	２～３	6	１３
	鉢　小鉢（副菜）担当	1	3	
	汁　汁担当	１～２	4	

附属書Ｂ

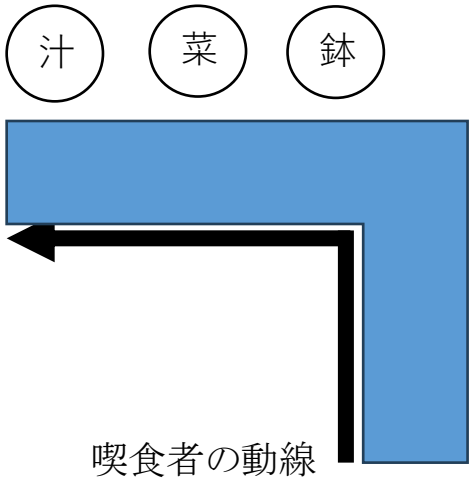
東千歳駐屯地（第２食堂）における配食人員の配置（基準）

曹士食堂



２レーン使用の場合の動線

幹部食堂



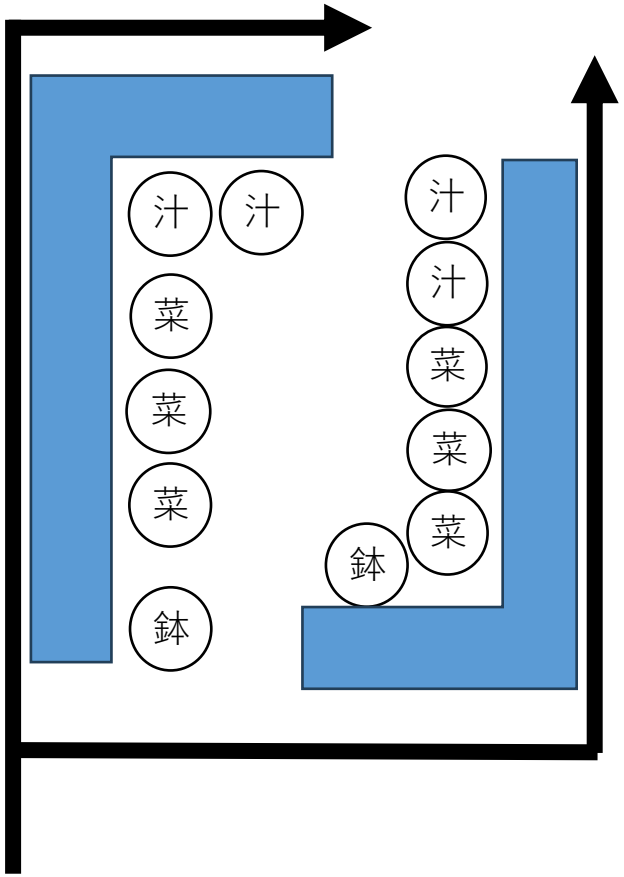
喫食者の動線

区　分	主な業務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
配食等担当	菜　菜皿・洋皿（主菜）担当	２	５	１３
	鉢　小鉢（副菜）担当	１	３	
	汁　汁担当	２	５	

附属書Ｂ

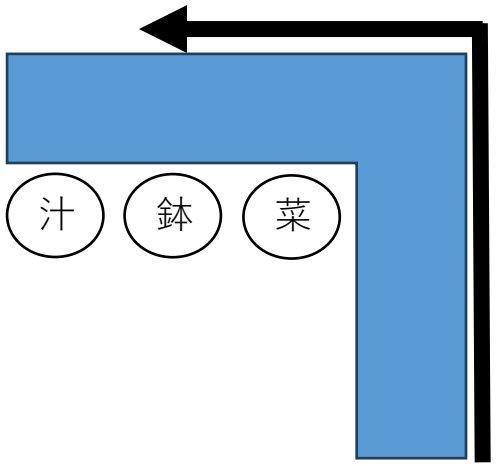
東千歳駐屯地（第３食堂）における配食人員の配置（基準）

曹士食堂



２レーン使用の場合の動線

幹部食堂



喫食者の動線

区　分	主な業務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
配食等担当	菜　菜皿・洋皿（主菜）担当	３	７	１５
	鉢　小鉢（副菜）担当	１	３	
	汁　汁担当	２	５	

附属書Ｂ

東千歳駐屯地（第４食堂）における配食人員の配置（基準）

幹部及び曹士食堂



区　分	主な業務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
配食等担当	菜　菜皿・洋皿（主菜）担当	1	1	3
	鉢　小鉢（副菜）担当	1	1	
	汁　汁担当	1	1	

附属書Ｃ

役　務　完　了　届

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊東千歳駐屯地　殿
第 ３ ２ ４ 会 計 隊 長

契　約　者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

記

１　役 務 名：給食業務部外委託

２　役務場所：東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班〇〇食堂

３　実施期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

４　実働日数

(1)　平　日：　　日

(2)　休　日：　　日

５　完了届出年月日：　　年　　月　　日

附属書Ｄ

施設・設備一覧表

区分		数量			
		第１食堂	第２食堂	第３食堂	第４食堂
調理器材及び器具	製氷機，１号	2	2	2	
	製氷機，４号				1
	解凍庫，１号	1	1	1	
	解凍庫，３号				1
	野菜切裁用調理機，１号	1	1		
	野菜切裁用調理機，２号			1	1
	球根皮むき機，１号	2	2		
	球根皮むき機，３号				1
	かまど，ガス，回転式，５４Ｌ	2		1	
	連続式ガス炊飯装置，１号	1	1		
	連続式ガス炊飯装置，２号			1	
	たて型ガス炊飯器，１号				2
	蒸気煮炊釜，２２０Ｌ	6	8	5	
	蒸気煮炊釜，１１０Ｌ				2
	ｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝｵｰﾌﾞﾝ，１号	2	1	1	
	ｺﾝﾍﾞｸｼｮﾝｵｰﾌﾞﾝ，３号				1
	連続式焼物機，１号	1	1	1	
	連続式焼物機，２号				1
	連続式揚物機，１号	1	1	1	1
	蒸し器，１号	3			1
	蒸し器，１号（ｶｰﾄｲﾝ式）		2	2	
	適温・選択配食器材，１号	3	3	2	
	適温・選択配食器材，２号	1	1	1	1
	配食室用温蔵庫，１号	1	1	1	
	配食室用温蔵庫，２号	1			
	配食室用温蔵庫，３号			1	1
	配食室用保冷庫，１号	1	1	1	
	配食室用保冷庫，２号	1			1
	配食室用保冷庫，３号			1	
	蒸気湯沸器，１号	1			
	蒸気湯沸器，３号			1	
	冷凍機（食品検査用）	1	1	1	1
	炊飯釜洗浄機，２号	1	1	1	
	シンク	14	25	9	8
	調理台	9	25	11	2
	まな板	15	25	17	15
	包丁	31	38	21	12
施設等	下処理室	93㎡	107㎡	67㎡	26.8㎡
	厨房	447㎡	579㎡	276㎡	121.3㎡
	配食室	392㎡	209㎡	132㎡	24.9㎡
	控え室等	39㎡	42㎡	57㎡	63.4㎡
	冷凍・冷蔵・予冷庫	72㎡	45㎡	52㎡	14.8㎡

附属書Ｅ

（給食業務）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）

番号	使用区分	品　名	備　考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類（色付き）	保冷・保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食器用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	官民共用	バケツ	
17	官民共用	ポリ袋	
18	官民共用	水切り	
19	官民共用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹸水	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等
24	―――――	以下余白	―――――
25			
26			
27			
28			
29			
30			

注：１６から２３は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整

食器洗浄及び清掃作業部外委託
仕様書

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

東千歳駐屯地業務隊

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
食器洗浄及び清掃作業の部外委託			
		作　　成	令和８年１０月２８日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	東千歳駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地（以下「官側」という。）の４個の食堂を一括して実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2　用語の意義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a)　契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約を締結する者

b)　検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関わる契約履行の適否の検査を行う者

c)　監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d)　受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e)　作業従事者

この役務に直接従事する者

f)　現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3　本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

なお、駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表１のとおりであるが、部隊の新設に伴う食数の増加、災害等の不測事態、訓練等により食数に増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2　役務に関する要求

2.1　作業の条件

2.1.1　受託者の作業条件

受託者の作業条件は次による。

a)　日々の作業において、現場責任者を１名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、**附属書Ａ，附属書Ｂ**等を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。

b)　作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

c)　受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないように準備するものとする。

1)　作業用被服類、食器洗剤及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品

2)　保健衛生用消耗品

3)　その他、官側の準備するもの以外全て

4)　年間を通じ、食器洗浄及び清掃作業に必要となる消耗品の基準は**附属書Ｃ**による。

5)　官側と共同施設などで使用する消耗品等は官側との協議による。

d)　器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1)　安全に万全を期す。

2)　作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置するものとする。

3)　使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。

なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。

e)　本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

f)　使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

g)　受託者は管理者（配置従業員以外の社員）が月に１回以上来駐し、現場の状況を把握した後、官側に異常の有無を報告するものとする。

2.1.2　作業従事者の服務

作業従事者の東千歳駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

2.1.3　作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

a)　日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者

b)　勤務態度が良好でかつ清潔であること。

c)　清潔・整頓、衛生に留意して食器洗浄、清掃作業を実施すること。

d)　服装は、常に清潔なものを使用した炊事服等を着用するとともに名札をつけること。

e)　現場責任者は、本委託業務に必要な知識、技術を有する者とし、各食堂に常時１名配置すること

とし、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。また、不在する場合は、代行者を指定するものとする。

2.2　作業の内容

2.2.1　食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

a)　喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。器材等が突発的に故障し、一時使用不能になった場合においても柔軟に対応して洗浄業務を行う。この際、食器かご、蒸気式食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は定期的に洗浄・手入れする。また、食器類が特に汚れている場合は、漂白洗浄を実施する。

b)　配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。

c)　食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。

d)　警衛隊等が使用する配食缶類を水槽において洗剤等を使用して洗浄し、指定場所に格納する。

e)　現場責任者は、日々の作業開始までに出勤状況を監督官又は検査官に通報するものとする。

f)　駐屯地給食の範囲内における会食等にかかわる食器洗浄について、その都度官側の要求に基づき実施するものとする。

g)　第２食堂のみ朝食時に使用済み食器等を下膳室から食器洗浄室に搬入する。

h)　作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

i)　食器洗浄作業の内容について、官側の改善要求があった場合には、適切に対応するものとする。

2.2.2　食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

a)　喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。

b)　喫食終了後、食堂の床、ドア、ゴミ箱、手洗い場（ジェットタオル含む。）、自動給茶機・冷水器等を清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。

c)　ゴミは可燃物・不燃物に区分し指定されたゴミ袋に収納して、指定場所に搬入する。

d)　厨芥処理機の残飯を指定場所の容器に収納する。

e)　残飯処理業者が返納した残飯容器を水槽、洗剤等を使用して洗浄し、指定場所に収納する。

f)　作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

2.2.3　調味料等の補充・点検作業

調味料等の補充・容器の目詰まり等及び賞味期限の点検を実施する。この際、数量が不足している場合は、現場責任者が官側に申し出て受領する。

2.3　作業量及び作業時間

2.3.1　作業数量

a)　洗浄する食器・食缶類の種類は表１を基準とする。

表 1－食器・食缶類の種類

	種　類		種　類		種　類
1	飯食器	4	洋皿又はカレー皿	7	お　盆
2	汁食器	5	小　皿	8	箸及びスプーン等
3	菜　皿	6	小　鉢	9	配食缶等

※　詳細は、**附属書Ａ**「令和９年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」を参照

b)　清掃場所等の数量は、表２を基準とする。

表 2－清掃場所等

食堂区分		第１食堂	第２食堂	第３食堂	第４食堂
種　類	単　位				
食　堂	㎡	１９００	１６７０	１３００	１７７
食　卓	個	２０２	１７３	１２５	３０
椅　子	個	８０８	６９２	５００	１２０
食卓備付品	個	２０２	１７３	１２５	３０
食器洗浄室	㎡	２６０	１３８	１１３	３１
残飯室	㎡	３０	２１	７．８	５．３

c)　洗浄作業の１日当たりの標準的な数量は、**附属書Ａ**「令和９年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」を参照

2.3.2　作業時間

作業時間は、**表 3** を基準とする。

表 3－作業時間

区分	平日	休日	備考
朝食作業	０９３０～１１３０		第１～４食堂 （第２食堂除く）
	０５４０～０７３０		第２食堂
昼食作業	１１４５～１６００	１１００～１６００	第１～３食堂
	１２００～１６００		第４食堂
夕食作業	１７１５～１９００	１７００～１８３０	第１～３食堂
	１７１５～１８４５		第４食堂

2.3.3　作業量及び作業時間の変更

駐屯地食堂における標準的な作業量及び作業時間は 2.3.1 項及び 2.3.2 項のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により作業量の増減作業時間の変更をする場合がある。

細部は、監督官が指示する。

2.4　長期休暇期間の食堂運営

５月、８月、１２～１月の長期休暇期間の食堂運営は、第４食堂を除き交代で１コ食堂のみの運営を基準として実施する。ただし、喫食人員により変更する場合がある。

2.5　食堂整備日における作業

食堂整備日は月１回基準（第１～３食堂は２日間、第４食堂は１日）とし、使用器材・食堂内の備品等の手入れ、食堂内の床のワックス掛け・窓拭き及び残飯庫内の清掃等を実施する。

2.6　各種検査等に対する協力

受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。

3　監督及び検査

a)　各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。

b)　受託者は、仕様書に示す作業、受託者の経費負担及び提出書類などが、適時かつ確実に実施できず、官側から改善・処置を求められた場合には、速やかに改善計画を提出し、官側の承認を得た後、改善するものとする。

c)　前項の改善計画による改善がなされなかった場合、官側は契約に関する減額又は契約解除などの処置を講ずることができる。

d)　作業が終了したときは、検査官から**表 4** の判定基準に基づき検査を受けるものとする。その際、現場責任者は立会し、不備事項については、直ちに是正するものとする。

表 4－監督・検査の判定基準

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等確保の状況
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理状態
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみの状況
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づく、食器、食缶等の洗浄・手入れ状況
		指定した数量の食器、食缶等の洗浄状況
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	清掃状況	官側の指定した要領に基づく、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃状況
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づく、器具等の洗浄・清掃・格納状況
		器具等の員数状況

4　その他の指示

4.1　衛生に関する事項

衛生に関する事項は次による。

a)　受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。

b)　作業従事者に関わる食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。

c)　受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業員などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。

d)　作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成１０年厚生省令第９９号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者等の負担によるものとする。

4.2　官側からの通知事項

官側からの通知事項は、**表 5** のとおりとする。

表 5－官側からの通知事項

通知事項	通知 頻度	通知時期 （基準）	備考
給食予定人員	月１回	翌月分を当該月 １０日まで	４月分は左記に関わらず引き継ぎ期間に通知
確定人員	週３回	当該給食日の ８～１１日前	次の通り通知することを例とする。 １　前週月曜日に火・水曜日分を通知 ２　前週水曜日に木・金曜日分を通知 ３　前週木曜日に土～月曜日分を通知
食器洗浄及び清掃細部要領	平日の 毎日	平日０９００	
各種検査等及び実習生の受け入れ	その都度	該当月の１か月前まで	
食堂整備日	月１回	当該日の１か月前まで	

4.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、**表 6** のとおりとする。

表 6－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年１回	業務開始１０日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出
作業従事者菌検索結果	月１回以上	毎月１５日まで （ただし、受託年度４月分は業務開始１０日前まで）	１　菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。（１０月から３月までの間には月１回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。） ２　菌検索実施機関発行の結果を提出 ３　従事者に変更がある場合はその都度提出
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月１回	翌月分を当月２５日まで	１　受託年度４月分は業務開始の１０日前まで ２　従事者が変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月１回	当月分を翌月１０日まで	様式は**附属書Ｄ**「役務完了届」による。
作業工程表（基準）	年１回	業務開始１０日前まで	提出後、変更があればその都度提出
食堂整備日における作業内容	月１回	当該日の７日前まで	

※１　提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

※２　提出された作業従事者勤務割振表を業務開始までに官側と協議するものとする。

4.4　その他の遵守事項

a)　受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り等について官側の指示に従うものとする。

b)　受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

4.5　作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式により行うものとする。

4.6　本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度４月１日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内３月２６日までに完了するよう協力しなければならない。

4.7　駐屯地における諸規定の遵守事項

作業従事者の駐屯地の出入門要領等

a)　入門証による入門

官側に入門許可証を申請し交付を受けた者は、入門許可証を提示して出入門するものとする。ただし、申請した入門許可証の交付を受けるまでは、警衛所において面会証の交付を受けて立ち入るものとする。

b)　車両による入門

車両による入門許可を受けた者は、官側の示す場所に駐車するものとする。

c)　自転車による入門

自転車により入門する者は、官側の示す場所に駐輪するものとする。

d)　入門許可証の申請にかかる諸費用（写真の提出等）は受託側の負担とする。

4.8　仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附属書Ａ

令和９年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 Ａ÷Ｂ
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） Ａ		作業人員（人） Ｂ	1人当たりの作業時間（時） Ｃ	総作業時間（人・時） Ｂ×Ｃ	
４月	第１	平日	朝	684	381	533	12131	1	114	8	912	106
			昼	840	297	569	12677	1	114	8	912	111
			夕	729	183	456	10990	1	98	8	784	112
			計	—	—	—	35,798	3	326	—	—	—
		休日	朝	373	252	313	1462	0	0	0	0	0
			昼	467	431	449	1501	1	20	8	160	75
			夕	555	330	443	1350	1	20	8	160	68
			計	—	—	—	4,313	2	40	—	—	—
	第２	平日	朝	658	285	472	10560	1	162	8	1,296	65
			昼	805	280	543	12665	1	167	8	1,336	76
			夕	772	198	485	10877	1	113	8	904	96
			計	—	—	—	34,102	3	442	—	—	—
		休日	朝	483	273	378	1851	0	0	0	0	0
			昼	394	186	290	1431	1	33	8	264	43
			夕	454	209	332	1462	1	25	8	200	58
			計	—	—	—	4,744	2	58	—	—	—
	第３	平日	朝	650	390	520	10167	1	125	8	1,000	81
			昼	763	354	559	11625	1	138	8	1,104	84
			夕	760	312	536	10635	1	133	8	1,064	80
			計	—	—	—	32,427	3	396	—	—	82
		休日	朝	597	398	498	3042	0	0	0	0	0
			昼	787	265	526	2381	1	41	8	328	58
			夕	582	265	424	1661	1	41	8	328	41
			計	—	—	—	7,084	2	82	—	—	86
	第４	平日	朝	65	48	57	933	1	36	4	144	26
			昼	145	102	124	2479	1	36	4	144	69
			夕	85	69	77	1372	1	36	4	144	38
			計	—	—	—	4,784	3	108	—	—	—
		休日	朝	53	35	44	422	0	0	—	—	—
			昼	121	31	76	677	1	24	4	96	28
			夕	77	40	59	592	1	24	4	96	25
			計	—	—	—	1,691	2	48	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
５月	第１	平日	朝	648	292	470	9348	1	107	8	856	87
			昼	768	225	497	10791	1	118	8	944	91
			夕	761	214	488	10362	1	99	8	792	105
			計	—	—	—	30,501	3	324	—	—	—
		休日	朝	465	192	329	2597	0	0	0	0	0
			昼	713	117	415	3308	1	29	8	232	114
			夕	716	165	441	2674	1	32	8	256	84
			計	—	—	—	8,579	2	61	—	—	—
	第２	平日	朝	540	376	458	8571	1	156	8	1,248	55
			昼	693	363	528	9506	1	166	8	1,328	57
			夕	553	184	369	7904	1	104	8	832	76
			計	—	—	—	25,981	3	426	—	—	—
		休日	朝	459	176	318	2169	0	0	0	0	0
			昼	573	120	347	2361	1	30	8	240	79
			夕	590	114	352	2214	1	20	8	160	111
			計	—	—	—	6,744	2	50	—	—	—
	第３	平日	朝	707	482	595	10880	1	136	8	1,088	80
			昼	951	401	676	12029	1	135	8	1,080	89
			夕	752	429	591	11238	1	128	8	1,024	88
			計	—	—	—	34,147	3	399	—	—	86
		休日	朝	533	258	396	3506	0	0	0	0	0
			昼	902	114	508	2565	1	30	8	240	86
			夕	278	123	201	1226	1	20	8	160	61
			計	—	—	—	7,297	2	50	—	—	146
	第４	平日	朝	69	46	58	1197	1	38	4	152	32
			昼	156	94	125	2768	1	44	4	176	63
			夕	96	65	81	1737	1	38	4	152	46
			計	—	—	—	5,702	3	120	—	—	—
		休日	朝	54	23	39	671	0	0	—	—	—
			昼	138	26	82	787	1	22	4	88	36
			夕	75	30	53	546	1	22	4	88	25
			計	—	—	—	2,004	2	44	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
６月	第１	平日	朝	630	497	564	12403	1	154	8	1,232	81
			昼	712	436	574	13673	1	161	8	1,288	85
			夕	695	191	443	12043	1	141	8	1,128	85
			計	—	—	—	38,119	3	456	—	—	—
		休日	朝	289	193	241	1871	0	0	0	0	0
			昼	310	113	212	1156	1	48	8	384	24
			夕	269	88	179	942	1	36	8	288	26
			計	—	—	—	3,969	2	84	—	—	—
	第２	平日	朝	495	349	422	9844	1	201	8	1,608	49
			昼	650	406	528	12255	1	201	8	1,608	61
			夕	621	175	398	10497	1	133	8	1,064	79
			計	—	—	—	32,596	3	535	—	—	—
		休日	朝	209	149	179	1551	0	0	0	0	0
			昼	150	85	118	745	1	34	8	272	22
			夕	166	97	132	848	1	30	8	240	28
			計	—	—	—	3,144	2	64	—	—	—
	第３	平日	朝	652	332	492	11673	1	162	8	1,296	72
			昼	722	427	575	13015	1	162	8	1,296	80
			夕	678	204	441	12343	1	162	8	1,296	76
			計	—	—	—	37,031	3	486	—	—	76
		休日	朝	399	115	257	2222	0	0	0	0	0
			昼	375	116	246	1401	1	44	8	352	32
			夕	237	83	160	1032	1	35	8	280	29
			計	—	—	—	4,655	2	79	—	—	59
	第４	平日	朝	55	44	50	736	1	44	4	176	17
			昼	145	31	88	1964	1	44	4	176	45
			夕	79	29	54	1241	1	44	4	176	28
			計	—	—	—	3,941	3	132	—	—	—
		休日	朝	56	33	45	669	0	0	—	—	—
			昼	139	121	130	1310	1	16	4	64	82
			夕	78	62	70	712	1	16	4	64	45
			計	—	—	—	2,691	2	32	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
7月	第１	平日	朝	716	462	589	13,495	1	161	8	1,288	84
			昼	834	469	652	14,777	1	162	8	1,296	91
			夕	795	270	533	13,740	1	139	8	1,112	99
			計	—	—	—	42,012	3	462	—	—	—
		休日	朝	427	289	358	3,142	1	0	0	0	0
			昼	456	125	291	1,987	1	48	8	384	41
			夕	447	105	276	1,932	1	54	8	432	36
			計	—	—	—	7,061	3	102	—	—	—
	第２	平日	朝	593	300	447	9,730	1	206	8	1,648	47
			昼	781	359	570	12,535	1	206	8	1,648	61
			夕	665	114	390	9,607	1	135	8	1,080	71
			計	—	—	—	31,872	3	547	—	—	—
		休日	朝	211	174	193	1,594	0	0	0	0	0
			昼	604	230	417	1,436	1	41	8	328	35
			夕	298	106	202	1,362	1	35	8	280	39
			計	—	—	—	4,392	2	76	—	—	—
	第３	平日	朝	490	321	406	8,679	1	152	8	1,216	57
			昼	647	342	495	11,189	1	152	8	1,216	74
			夕	551	229	390	9,008	1	142	8	1,136	63
			計	—	—	—	28,876	3	446	—	—	65
		休日	朝	256	209	233	2,047	0	0	0	0	0
			昼	345	65	205	1,434	1	54	8	432	27
			夕	209	86	148	950	1	54	8	432	18
			計	—	—	—	4,431	2	108	—	—	41
	第４	平日	朝	53	34	44	651	1	44	4	176	15
			昼	138	27	83	1,863	1	44	4	176	42
			夕	82	30	56	1,241	1	44	4	176	28
			計	—	—	—	3,755	3	132	—	—	—
		休日	朝	56	38	47	780	0	0	—	—	—
			昼	146	131	139	1,372	1	18	4	72	76
			夕	84	69	77	774	1	18	4	72	43
			計	—	—	—	2,926	2	36	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
８月	第１	平日	朝	741	270	506	11,276	1	107	8	856	105
			昼	970	251	611	12,162	1	113	8	904	108
			夕	980	232	606	11,174	1	109	8	872	103
			計	—	—	—	34,612	3	329	—	—	—
		休日	朝	430	271	351	3,109	0	0	0	0	0
			昼	554	132	343	2,268	1	47	8	376	48
			夕	411	109	260	1,747	1	47	8	376	37
			計	—	—	—	7,124	2	94	—	—	—
	第２	平日	朝	494	190	342	6,787	1	158	8	1,264	43
			昼	777	203	490	9,609	1	168	8	1,344	57
			夕	797	163	480	9,044	1	118	8	944	77
			計	—	—	—	25,440	3	444	—	—	—
		休日	朝	213	158	186	1,304	0	0	0	0	0
			昼	347	107	227	1,299	1	35	8	280	37
			夕	337	93	215	1,252	1	35	8	280	36
			計	—	—	—	3,855	2	70	—	—	—
	第３	平日	朝	446	343	395	6,816	1	152	8	1,216	45
			昼	699	153	426	7,838	1	152	8	1,216	52
			夕	650	141	396	6,302	1	152	8	1,216	41
			計	—	—	—	20,956	3	456	—	—	46
		休日	朝	326	229	278	2,255	0	0	0	0	0
			昼	416	96	256	1,467	1	54	8	432	27
			夕	364	88	226	1,382	1	54	8	432	26
			計	—	—	—	5,104	2	108	—	—	47
	第４	平日	朝	57	25	41	603	1	40	4	160	15
			昼	147	46	97	2363	1	40	4	160	59
			夕	88	47	68	1473	1	40	4	160	37
			計	—	—	—	4,439	3	120	—	—	—
		休日	朝	354	33	194	1058	0	0	—	—	—
			昼	42	24	33	372	1	22	4	88	17
			夕	46	30	38	407	1	22	4	88	19
			計	—	—	—	1,837	2	44	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
９月	第１	平日	朝	781	501	641	12059	1	159	8	1,272	76
			昼	1011	485	748	15685	1	170	8	1,360	92
			夕	1002	233	618	14017	1	169	8	1,352	83
			計	—	—	—	41,761	3	498	—	—	—
		休日	朝	416	202	309	2872	0	0	0	0	0
			昼	532	136	334	2366	1	61	8	488	39
			夕	447	117	282	2474	1	45	8	360	55
			計	—	—	—	7,712	2	106	—	—	—
	第２	平日	朝	645	309	477	8641	1	204	8	1,632	42
			昼	1010	491	751	13730	1	204	8	1,632	67
			夕	904	184	544	10183	1	134	8	1,072	76
			計	—	—	—	32,554	3	542	—	—	—
		休日	朝	326	137	232	2040	0	0	0	0	0
			昼	388	127	258	2181	1	71	8	568	31
			夕	367	128	248	2120	1	71	8	568	30
			計	—	—	—	6,341	2	142	—	—	—
	第３	平日	朝	647	285	466	9822	1	152	8	1,216	65
			昼	664	276	470	10324	1	152	8	1,216	68
			夕	614	219	417	8719	1	152	8	1,216	57
			計	—	—	—	28,865	3	456	—	—	63
		休日	朝	350	188	269	2679	0	0	0	0	0
			昼	304	115	210	1544	1	54	8	432	29
			夕	299	109	204	1367	1	54	8	432	25
			計	—	—	—	5,590	2	108	—	—	52
	第４	平日	朝	50	29	40	656	1	38	4	152	17
			昼	135	28	82	1694	1	38	4	152	45
			夕	73	25	49	1029	1	38	4	152	27
			計	—	—	—	3,379	3	114	—	—	—
		休日	朝	54	28	41	576	0	0	—	—	—
			昼	142	44	93	1142	1	22	4	88	52
			夕	74	46	60	644	1	22	4	88	29
			計	—	—	—	2,362	2	44	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１０月	第１	平日	朝	690	335	513	11,666	1	129	8	1,032	90
			昼	856	152	504	12,700	1	129	8	1,032	98
			夕	737	110	424	10,912	1	114	8	912	96
			計	—	—	—	35,278	3	372	—	—	95
		休日	朝	295	133	214	1,571	0	0	0	0	0
			昼	478	88	283	1,038	1	49	8	392	21
			夕	352	84	218	1,024	1	49	8	392	21
			計	—	—	—	3,633	2	98	—	—	37
	第２	平日	朝	429	242	336	7,498	1	200	8	1,600	37
			昼	561	218	390	9,269	1	190	8	1,520	49
			夕	453	86	270	6,995	1	131	8	1,048	53
			計	—	—	—	23,762	3	521	—	—	46
		休日	朝	328	98	213	1,383	0	0	0	0	0
			昼	591	80	336	1,356	1	30	8	240	45
			夕	352	84	218	1,024	1	30	8	240	34
			計	—	—	—	3,763	2	60	—	—	63
	第３	平日	朝	541	296	419	10,116	1	132	8	1,056	77
			昼	615	352	484	11,588	1	131	8	1,048	88
			夕	613	291	452	10,305	1	132	8	1,056	78
			計	—	—	—	32,009	3	395	—	—	81
		休日	朝	352	253	303	2,650	0	0	0	0	0
			昼	304	115	210	1,544	1	44	8	352	35
			夕	308	109	209	1,477	1	34	8	272	43
			計	—	—	—	5,671	2	78	—	—	73
	第４	平日	朝	52	35	44	1,056	1	46	4	184	23
			昼	130	49	90	2,721	1	92	4	368	30
			夕	69	52	61	1,429	1	46	4	184	31
			計	—	—	—	5,206	3	184	—	—	28
		休日	朝	38	26	32	262	0	0	0	—	0
			昼	44	25	35	292	1	16	4	64	18
			夕	47	26	37	330	1	16	4	64	21
			計	—	—	—	884	2	32	—	—	28

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１１月	第１	平日	朝	716	510	613	11339	1	120	8	960	94
			昼	1009	473	741	13926	1	120	8	960	116
			夕	934	138	536	11477	1	101	8	808	114
			計	—	—	—	36,742	3	341	—	—	—
		休日	朝	337	175	256	2635	0	0	0	0	0
			昼	427	92	260	2025	1	43	8	344	47
			夕	464	94	279	2320	1	37	8	296	63
			計	—	—	—	6,980	2	80	—	—	—
	第２	平日	朝	519	146	333	8391	1	154	8	1,232	54
			昼	793	514	654	11075	1	163	8	1,304	68
			夕	714	116	415	8501	1	113	8	904	75
			計	—	—	—	27,967	3	430	—	—	—
		休日	朝	274	137	206	2254	0	0	0	0	0
			昼	327	84	206	1442	1	52	8	416	28
			夕	310	112	211	1850	1	57	8	456	32
			計	—	—	—	5,546	2	109	—	—	—
	第３	平日	朝	529	344	437	8492	1	103	8	824	82
			昼	734	421	578	10285	1	103	8	824	100
			夕	615	347	481	8968	1	103	8	824	87
			計	—	—	—	27,745	3	309	—	—	90
		休日	朝	419	153	286	2974	0	0	0	0	0
			昼	525	96	311	2235	1	48	8	384	47
			夕	331	101	216	1710	1	48	8	384	36
			計	—	—	—	6,919	2	96	—	—	72
	第４	平日	朝	51	31	41	873	1	40	4	160	22
			昼	146	46	96	2,261	1	40	4	160	57
			夕	67	49	58	1,187	1	40	4	160	30
			計	—	—	—	4,321	3	120	—	—	—
		休日	朝	43	29	36	354	0	0	—	—	—
			昼	48	21	35	392	1	20	4	80	20
			夕	49	29	39	421	1	20	4	80	21
			計	—	—	—	1,167	2	40	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
１２月	第１	平日	朝	668	263	466	9991	1	84	8	672	119
			昼	733	200	467	10522	1	98	8	784	107
			夕	710	131	421	9344	1	90	8	720	104
			計	—	—	—	29,857	3	272	—	—	—
		休日	朝	797	191	494	2206	0	0	0	0	0
			昼	308	150	229	833	1	21	8	168	40
			夕	232	151	192	758	1	21	8	168	36
			計	—	—	—	3,797	2	42	—	—	—
	第２	平日	朝	543	407	475	6952	1	147	8	1,176	47
			昼	691	420	556	8921	1	142	8	1,136	63
			夕	710	131	421	9344	1	99	8	792	94
			計	—	—	—	25,217	3	388	—	—	—
		休日	朝	183	149	166	648	0	0	0	0	0
			昼	331	303	317	851	1	22	8	176	39
			夕	315	273	294	683	1	18	8	144	38
			計	—	—	—	2,182	2	40	—	—	—
	第３	平日	朝	573	200	387	8065	1	94	8	752	86
			昼	778	165	472	9636	1	114	8	912	85
			夕	674	163	419	7954	1	108	8	864	74
			計	—	—	—	25,655	3	316	—	—	81
		休日	朝	254	158	206	1228	0	0	0	0	0
			昼	360	173	267	1431	1	31	8	248	46
			夕	291	170	231	1401	1	30	8	240	47
			計	—	—	—	4,060	2	61	—	—	67
	第４	平日	朝	57	41	49	725	1	30	4	120	24
			昼	131	25	78	1716	1	30	4	120	57
			夕	71	32	52	1122	1	30	4	120	37
			計	—	—	—	3,563	3	90	—	—	—
		休日	朝	48	22	35	579	0	0	—	—	—
			昼	127	34	81	1024	1	32	4	128	32
			夕	73	40	57	615	1	32	4	128	19
			計	—	—	—	2,218	2	64	—	—	—

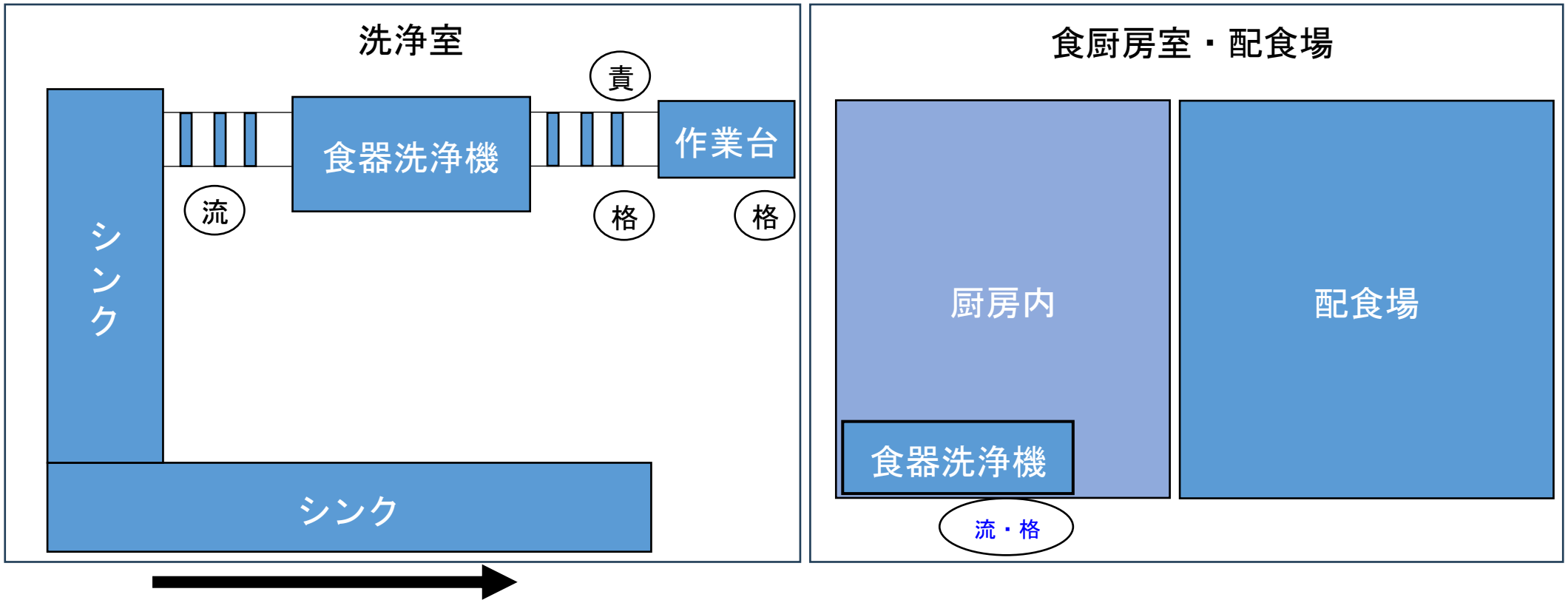
月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
1月	第１	平日	朝	712	386	549	10038	1	78	8	624	129
			昼	870	481	676	11634	1	88	8	704	132
			夕	833	122	478	9684	1	80	8	640	121
			計	—	—	—	31,356	3	246	—	—	—
		休日	朝	202	165	184	1443	0	0	0	0	0
			昼	535	98	317	1836	1	32	8	256	57
			夕	444	122	283	1929	1	25	8	200	77
			計	—	—	—	5,208	2	57	—	—	—
	第２	平日	朝	823	185	504	8960	1	135	8	1,080	66
			昼	896	216	556	9774	1	135	8	1,080	72
			夕	805	90	448	8333	1	117	8	936	71
			計	—	—	—	27,067	3	387	—	—	—
		休日	朝	342	126	234	1715	0	0	0	0	0
			昼	227	82	155	1205	1	48	8	384	25
			夕	347	81	214	1269	1	42	8	336	30
			計	—	—	—	4,189	2	90	—	—	—
	第３	平日	朝	625	437	531	8792	1	96	8	768	92
			昼	704	385	545	9156	1	109	8	872	84
			夕	658	349	504	8822	1	103	8	824	86
			計	—	—	—	26,770	3	308	—	—	87
		休日	朝	378	291	335	2550	0	0	0	0	0
			昼	342	118	230	1208	1	25	8	200	48
			夕	292	130	211	1107	1	24	8	192	46
			計	—	—	—	4,865	2	49	—	—	99
	第４	平日	朝	55	46	51	694	1	28	4	112	25
			昼	133	119	126	1789	1	28	4	112	64
			夕	80	65	73	996	1	28	4	112	36
			計	—	—	—	3,479	3	84	—	—	—
		休日	朝	51	25	38	694	0	0	—	—	—
			昼	112	24	68	1789	1	34	4	136	53
			夕	70	29	50	996	1	34	4	136	29
			計	—	—	—	3,479	2	68	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
２月	第１	平日	朝	655	349	502	10145	1	119	8	952	85
			昼	725	216	471	9410	1	115	8	920	82
			夕	656	111	384	8724	1	99	8	792	88
			計	—	—	—	28,279	3	333	—	—	—
		休日	朝	311	151	231	1959	0	0	0	0	0
			昼	299	96	198	1243	1	42	8	336	30
			夕	248	110	179	1155	1	30	8	240	39
			計	—	—	—	4,357	2	72	—	—	—
	第２	平日	朝	562	394	478	8718	1	170	8	1,360	51
			昼	657	468	563	9993	1	170	8	1,360	59
			夕	587	127	357	7349	1	116	8	928	63
			計	—	—	—	26,060	3	456	—	—	—
		休日	朝	237	137	187	1674	0	0	0	0	0
			昼	355	93	224	1381	1	31	8	248	45
			夕	245	92	169	1177	1	34	8	272	35
			計	—	—	—	4,232	2	65	—	—	—
	第３	平日	朝	607	387	497	8734	1	131	8	1,048	67
			昼	663	378	521	9868	1	130	8	1,040	76
			夕	603	278	441	9107	1	129	8	1,032	71
			計	—	—	—	27,709	3	390	—	—	71
		休日	朝	402	214	308	3057	0	0	0	0	0
			昼	331	99	215	1653	1	58	8	464	29
			夕	351	76	214	1343	1	48	8	384	28
			計	—	—	—	6,053	2	106	—	—	57
	第４	平日	朝	53	39	46	839	1	36	4	144	23
			昼	143	117	130	2312	1	36	4	144	64
			夕	82	64	73	1329	1	36	4	144	37
			計	—	—	—	4,480	3	108	—	—	—
		休日	朝	39	31	35	343	0	0	—	—	—
			昼	55	26	41	400	1	20	4	80	20
			夕	59	31	45	462	1	20	4	80	23
			計	—	—	—	1,205	2	40	—	—	—

月	食堂	区　分		食　数				現場責任者（人・時）	作業員			作業員１人当たり食数 A÷B
				最大値（食）	最小値（食）	平均値（食）	合計（食） A		作業人員（人） B	1人当たりの作業時間（時） C	総作業時間（人・時） B×C	
３月	第１	平日	朝	569	228	399	10310	1	110	8	880	94
			昼	656	347	502	11078	1	110	8	880	101
			夕	601	109	355	9866	1	94	8	752	105
			計	—	—	—	31,254	3	314	—	—	—
		休日	朝	419	148	284	2272	0	0	0	0	0
			昼	263	84	174	1217	1	44	8	352	28
			夕	256	82	169	1149	1	43	8	344	27
			計	—	—	—	4,638	2	87	—	—	—
	第２	平日	朝	505	353	429	9428	1	152	8	1,216	62
			昼	583	205	394	10391	1	152	8	1,216	68
			夕	569	94	332	8872	1	97	8	776	91
			計	—	—	—	28,691	3	401	—	—	—
		休日	朝	179	134	157	1543	0	0	0	0	0
			昼	152	83	118	917	1	33	8	264	28
			夕	148	82	115	895	1	28	8	224	32
			計	—	—	—	3,355	2	61	—	—	—
	第３	平日	朝	549	254	402	9178	1	144	8	1,152	64
			昼	637	298	468	10250	1	144	8	1,152	71
			夕	562	139	351	8757	1	138	8	1,104	63
			計	—	—	—	28,185	3	426	—	—	66
		休日	朝	332	78	205	2193	0	0	0	0	0
			昼	266	71	169	1397	1	38	8	304	37
			夕	238	71	155	1045	1	38	8	304	28
			計	—	—	—	4,635	2	76	—	—	61
	第４	平日	朝	64	46	55	1644	1	42	4	168	39
			昼	162	121	142	3141	1	42	4	168	75
			夕	91	65	78	1591	1	42	4	168	38
			計	—	—	—	6,376	3	126	—	—	—
		休日	朝	46	32	39	387	0	0	—	—	—
			昼	53	25	39	424	1	20	4	80	21
			夕	61	33	47	499	1	20	4	80	25
			計	—	—	—	1,310	2	40	—	—	—

附属書Ｂ

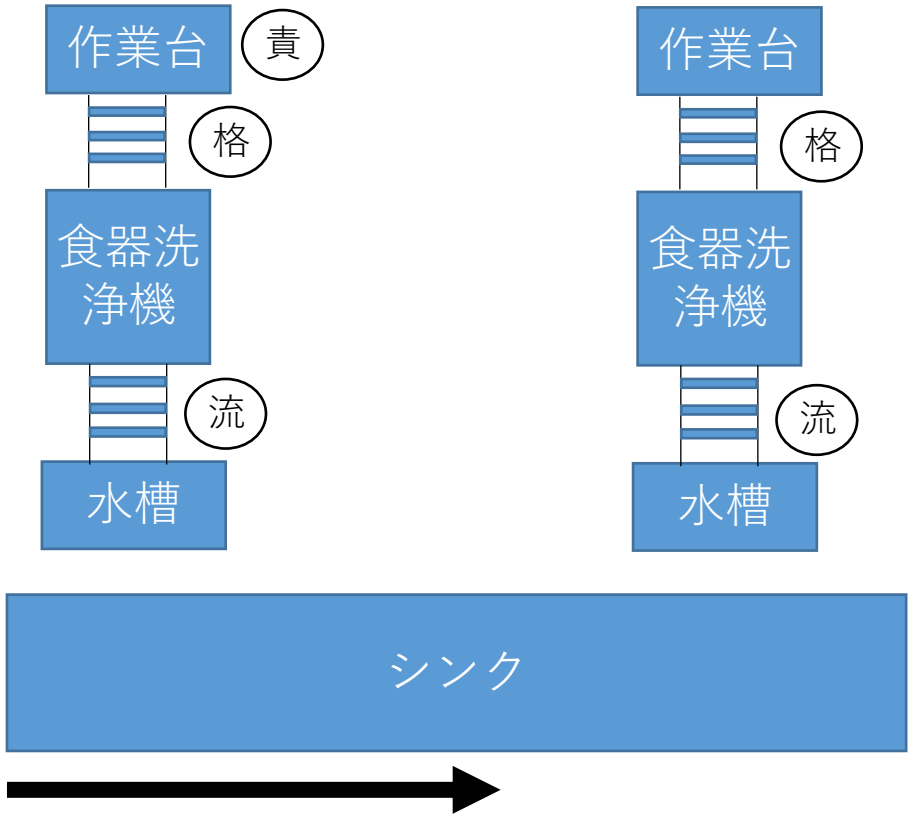
東千歳駐屯地（第１食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



主な業務等	人　員	総合計
責　現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	5
流　シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	1	
格　洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	
流・格　米飯容器及び容器等を食器洗浄機へ流し入れ、格納	1	

附属書Ｂ

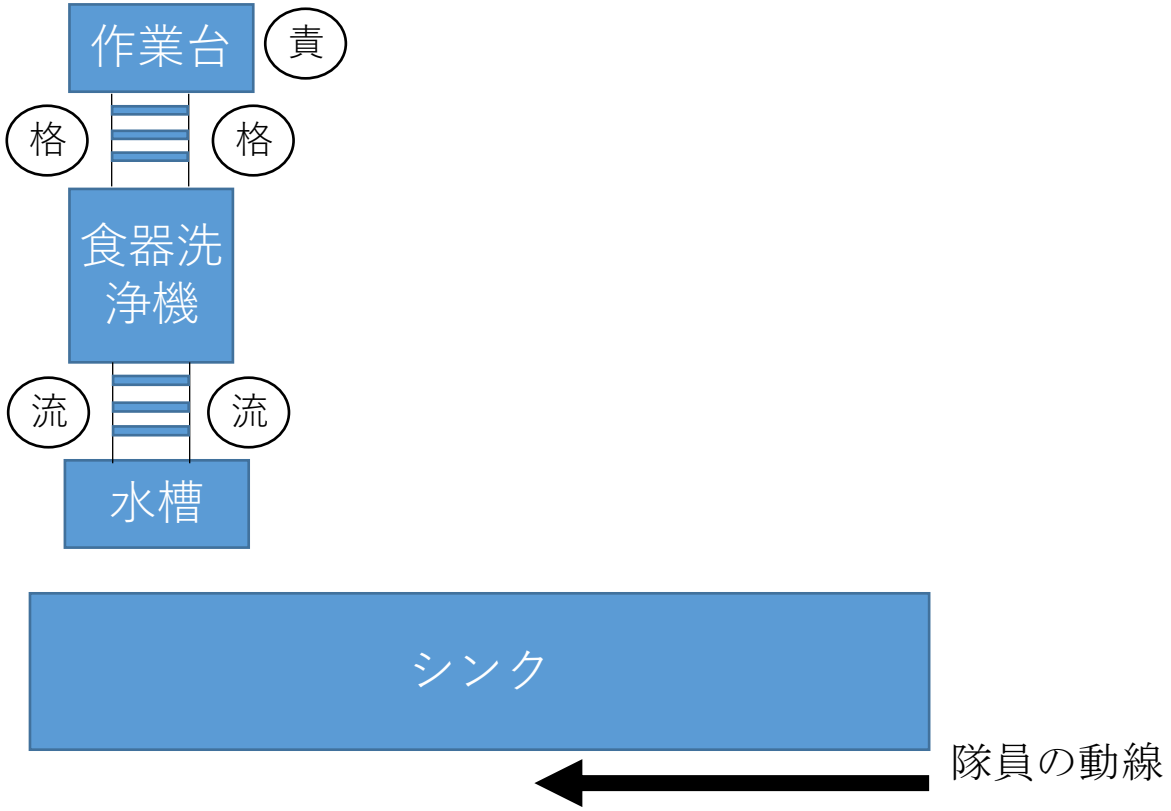
東千歳駐屯地（第２食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



主な業務等	人　員	総合計
責　現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	5
流　シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	2	
格　洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	

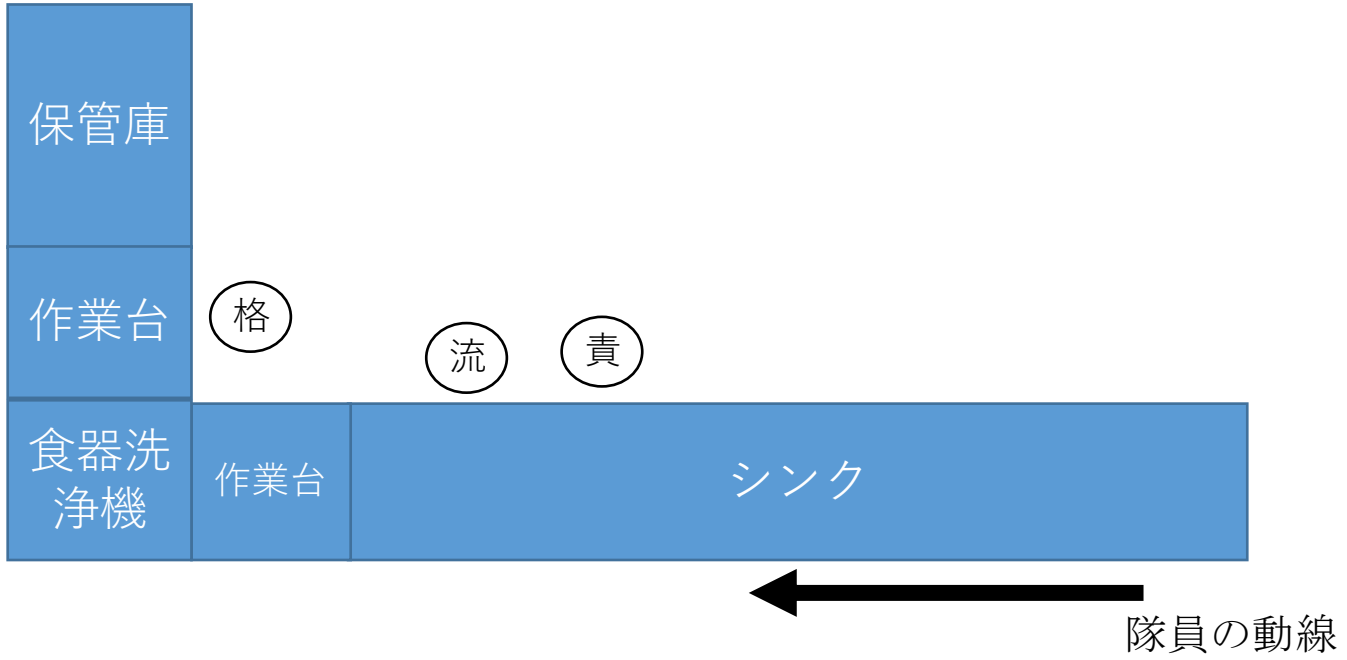
附属書Ｂ

東千歳駐屯地（第３食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



主な業務等	人　員	総合計
責　現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	5
流　シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	2	
格　洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	

附属書Ｂ
東千歳駐屯地（第４食堂）における食器洗浄人員の配置（基準）



主な業務等	人　員	総合計
責　現場責任者（全般指示・食器格納兼任）	1	3
流　シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	1	
格　洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	

附属書Ｃ

（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）

番号	使用区分	品　名	備　考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	ハイソリッドPAW
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒アルコール	洗浄後消毒、食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
20	官民共用	手洗い石鹸液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等
23	―――	――― 以下余白 ―――	―――
24			
26			
27			
28			

※　１９から２２は官民共用となるため、作業従事者数を基準として、官と要調整

附属書Ｄ

役　務　完　了　届

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊東千歳駐屯地　殿
第 ３ ２ ４ 会 計 隊 長

契　約　者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

記

１　役 務 名：食器洗浄等作業役務

２　役務場所：東千歳駐屯地業務隊補給科糧食班○○食堂

３　実施期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

４　実働日数

(1)　平　日：　　日

(2)　休　日：　　日

５　完了届出年月日：　　年　　月　　日

入　札　書（１グループ）

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太　　殿

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

品　名	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	備　考
給食業務の部外委託	仕様書のとおり	ＳＴ	1			
	以下余白					

履行期限　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

履行場所　陸上自衛隊東千歳駐屯地

当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和９年　１月　　日

住　所
会社名
代表者　　㊞

入　札　書（２グループ）

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第３２４会計隊長　菅原　健太　　殿

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（税抜）

品　名	規　格	単　位	数　量	単　価	金　額	備　考
食器洗浄及び清掃作業部外委託	仕様書のとおり	ＳＴ	1			
	以下余白					

履行期限　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

履行場所　陸上自衛隊東千歳駐屯地

当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和９年　１月　　日

住　所
会社名
代表者　　㊞

積算内訳

1　給食業務の部外委託（１グループ）

区　　分	金　額	備　考
1　賃　金　(1) + (2)		
(1)　調理師		
(2)　作業従事者		
2　諸経費　(1) + (2)		
(1)　通勤手当		
(2)　賞与等		
3　社会保険料　(1) + (2)		
(1)　調理師分		
(2)　作業従事者分		
4　消耗品費　(1) + (2)		
(1)　消耗品		
(2)　被服用品・その他		
5　検査料		
6　管理費		
合　計		

積算内訳

2　食器洗浄及び清掃作業の部外委託（２グループ）

	金　額	備　考
1　賃　金　(1) + (2)		
(1)　正社員		
(2)　パート従業員		
2　諸経費　(1) + (2)		
(1)　通勤手当		
(2)　賞与等		
3　社会保険料　(1) + (2)		
(1)　正社員分		
(2)　パート従業員		
4　消耗品費　(1) + (2)		
(1)　消耗品		
(2)　被服用品・その他		
5　検査料		
6　管理費		
合　計		

給食業務の部外委託積算内訳 1-1

給食業務の部外委託　　計　　円　※税抜き

下記①～⑦の合計

1　人件費及び勤務体制

時間単価※1　調理師資格保有者 ---------- 円（作業1時間当たり）※2
作業従事者 ---------- 円（作業1時間当たり）

※1 第2項以降に係る経費を除いた単価
※2 募集上、深夜早朝（22時～5時）、土・日・祝日割増が必要な場合は、単価区分の追加可能

項目			1人あたりの作業時間（時間）	人数（人）	日数（日）	合計額（円）
平日	朝シフト※3	調理師※4				
		作業従事者				
	昼シフト	調理師				
		作業従事者				
	夕シフト	調理師				
		作業従事者				
休日（土・日・祝日）	朝シフト	調理師				
		作業従事者				
	昼シフト	調理師				
		作業従事者				
	夕シフト	調理師				
		作業従事者				
合計						

①

※3 シフトが3コ区分でない場合は追加・削除可能
※4 調理師・作業従事者以外の区分が必要な場合は追加可能（正社員等）
※5 月額での給与体系である場合は、月額である旨明確にしたうえで記入可能

給食業務の部外委託積算内訳 1-2

2 交通費・賞与等

項 目	1人当たりの金額（円）	人数（人）	月数（月）	合計額（円）

※ 賞与等がある場合は追加可能 ②

3 各種保険料等 一式 ---------- 円 ③

項 目	保険料率(%)（事業者負担分のみ）	適用人数(人)	
		調理師	作業従事者
健康保険			
介護保険			
厚生年金保険			
雇用保険			
労災保険			
子ども・子育て拠出金			
その他（ ）			

4 消耗品（被服費を含む、リスト参照） 一式 ---------- 円 ④

5 衛生管理費 一式 ---------- 円 ⑤

衛生管理費（内 訳）	1人当たりの金額（円）	人数（人）	回数（回）	合計額（円）
菌検索※				
健康診断費				
クリーニング				

※ その他仕様書上の衛生管理を実施するために必要な項目があれば追加可能

6 その他 一式 ---------- 円 ⑥
※ 該当がある場合には必ず項目、数量、金額の内訳を示すこと

7 一般管理費 ---------- % ---------- 円 ⑦
※ 上記1から6の費用を含まない（二重計上とならない）率、金額

食器洗浄及び清掃業務部外委託積算内訳　1-1

食器洗浄及び清掃業務の部外委託　　計　　円　※税抜き

下記①～⑦の合計

1　人件費及び勤務体制

時間単価※1　　作業従事者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円（作業1時間当たり）※2

※1　第2項以降に係る経費を除いた単価

※2　募集上、深夜早朝（22時～5時）、土・日・祝日割増が必要な場合は、単価区分の追加可能

項　目		1人あたりの作業時間（時間）	人数（人）	日数（日）	合計額（円）
平　日	朝シフト※3				
	昼シフト				
	夕シフト				
休　日（土・日・祝日）	朝シフト				
	昼シフト				
	夕シフト				
合計					

①

※3　シフトが3コ区分でない場合は追加・削除可能

2　交通費・賞与等

項　目	1人当たりの金額（円）	人数（人）	月数（月）	合計額（円）

②

※　賞与等がある場合は追加可能

食器洗浄及び清掃業務部外委託積算内訳 1-2

3　各種保険料等　一式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円　③

項　目	保険料率(%) (事業者負担分のみ)	適用人数(人)	
		調理師	作業従事者
健康保険			
介護保険			
厚生年金保険			
雇用保険			
労災保険			
子ども・子育て拠出金			
その他(　　)			

4　消耗品(被服費を含む、細部は仕様書参照)　一式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円　④

5　衛生管理費　一式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円　⑤

衛生管理費 (内　訳)	1人当たりの金額 (円)	人数 (人)	回数 (回)	合計額 (円)
菌検索※				
健康診断費				
クリーニング				

※　その他仕様書上の衛生管理を実施するために必要な項目があれば追加可能

6　その他　一式　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円　⑥
※該当がある場合には必ず項目、数量、金額の内訳を示すこと

7　一般管理費　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　%　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　円　⑦
※上記1から6の費用を含まない(二重計上とならない)率、金額